

◎議 事 日 程（第2号）

平成17年12月7日（水曜日）午前10時00分 開議

- 日程第1 議案第46号 愛西市総合計画審議会条例の制定について
- 日程第2 議案第47号 愛西市行政改革推進委員会設置条例の制定について
- 日程第3 議案第48号 愛西市特別職報酬等審議会条例の制定について
- 日程第4 議案第49号 愛西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第50号 愛西市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第51号 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第52号 愛西市地域し尿処理施設維持管理事業基金条例の制定について
- 日程第8 議案第53号 愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第54号 愛西市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第55号 愛西市立田地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第56号 愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第57号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第13 議案第58号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第14 議案第59号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第15 議案第60号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第16 議案第61号 平成17年度愛西市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第17 議案第62号 平成17年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 議案第63号 平成17年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第19 認定第3号 平成16年度佐屋町一般会計決算の認定について
- 日程第20 認定第4号 平成16年度佐屋町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第21 認定第5号 平成16年度佐屋町老人保健特別会計決算の認定について
- 日程第22 認定第6号 平成16年度佐屋町土地取得特別会計決算の認定について
- 日程第23 認定第7号 平成16年度佐屋町ふるさとづくり事業推進特別会計決算の認定について

- 日程第24 認定第8号 平成16年度佐屋町農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第25 認定第9号 平成16年度佐屋町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第26 認定第10号 平成16年度佐屋町公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第27 認定第11号 平成16年度立田村一般会計決算の認定について
- 日程第28 認定第12号 平成16年度立田村土地取得特別会計決算の認定について
- 日程第29 認定第13号 平成16年度立田村農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第30 認定第14号 平成16年度立田村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第31 認定第15号 平成16年度立田村老人保健特別会計決算の認定について
- 日程第32 認定第16号 平成16年度立田村介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第33 認定第17号 平成16年度八開村一般会計決算の認定について
- 日程第34 認定第18号 平成16年度八開村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第35 認定第19号 平成16年度八開村老人保健特別会計決算の認定について
- 日程第36 認定第20号 平成16年度八開村介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第37 認定第21号 平成16年度八開村農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第38 認定第22号 平成16年度佐織町一般会計決算の認定について
- 日程第39 認定第23号 平成16年度佐織町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第40 認定第24号 平成16年度佐織町老人保健特別会計決算の認定について
- 日程第41 認定第25号 平成16年度佐織町土地取得特別会計決算の認定について
- 日程第42 認定第26号 平成16年度佐織町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第43 認定第27号 平成16年度佐織町公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第44 認定第28号 平成16年度海部西部広域事務組合一般会計決算の認定について
- 日程第45 認定第29号 平成16年度海部西部広域事務組合介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第46 委員会付託について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出席議員（56名）

1番	日永貴章君	2番	築地一貴君
3番	吉川三津子君	4番	榎本雅夫君
5番	岩間泰彦君	6番	田中秀彦君
7番	村上守国君	8番	岡本敏秋君
9番	岩田豊君	10番	後藤嘉親君
11番	田島長生君	12番	青山治重君
13番	真野和久君	14番	鬼頭勝治君

15番	杉野正彦君	16番	浜本七重君
17番	平野博吉君	18番	八木一君
19番	近藤健一君	20番	小沢照子君
21番	井桁憲雄君	22番	後藤和巳君
23番	吉川靖雄君	24番	堀田清君
25番	中島義雄君	26番	桜井敏彦君
27番	佐藤克典君	28番	佐藤肇君
29番	加藤和之君	30番	黒田勝一君
31番	大河内通彦君	32番	古江寛昭君
33番	祖父江靖君	34番	飯田正之君
35番	後藤芳徳君	36番	大島功君
37番	大宮吉満君	38番	永井千年君
39番	黒田国昭君	40番	大鹿一夫君
41番	中村文子君	42番	伊藤典之君
43番	大河内克見君	44番	加藤敏彦君
45番	加賀博君	46番	宮本和子君
47番	林輝光君	48番	横井滋一君
49番	石崎たか子君	50番	伊藤米郁君
52番	渡辺治雄君	53番	佐藤勇君
54番	太田芳郎君	55番	加藤正利君
57番	金森懿市君	58番	柴田義継君

◎欠席議員（1名）

51番 堀田幸比古君

◎欠番（1名）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	八木忠男君	助役	山田信行君
教育長	青木萬生君	会計室長	杉山政男君
秘書室長	佐藤信男君	総務部長	中野正三君
企画部長	石原光君	教育部長	八木富夫君
経済建設部長	篠田義房君	上下水道部長	若山富士夫君
市民生活・保健部長	藤松岳文君	福祉部長	水谷正君
		佐屋	

消 防 長 古 川 一 己 君
立 田
総 合 支 所 長 伊 藤 忠 俊 君
佐 織
総 合 支 所 長 山 崎 敏 次 君

総 合 支 所 長 加 賀 和 彦 君
八 開
総 合 支 所 長 飯 田 十 志 博 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 伊 藤 辰 雄
書 記 田 尾 武 広

議 事 課 長 服 部 秀 三

午前10時00分 開議

○議長（横井滋一君）

本日は大変御苦勞さまでございます。

御案内の定刻になりました。

51番の堀田幸比古議員が欠席届が出ておりますし、6番の田中秀彦議員は遅刻の届けが出ております。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続議会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・議案第46号（質疑）

○議長（横井滋一君）

日程第1・議案第46号：愛西市総合計画審議会条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従いまして、発言を許可いたします。

20番・小沢照子議員、どうぞ。

○20番（小沢照子君）

この条例の第5条、委員の任期は総合計画策定終了時までとございます。この総合計画策定の予定期間をお伺いいたします。

○企画部長（石原 光君）

それでは、ただいま小沢議員さんの方から御質問いただきました総合計画の策定終了時の関係についてお答えをさせていただきます。

総合計画の関係につきましては、本年度から住民アンケートということで着手をいたしました。それで、終了期間につきましては、平成19年度末までの完結といたしますか、完成ということで今事務を進めております。したがって、これもあくまでも一応目標といたしますか、今後の事務の進みぐあい等を現時点では考慮いたしまして、平成19年9月の議会へ基本構想案、並びに基本計画案の上程をさせていただくような形で事務を進めていけたらなというふうと考えております。

○議長（横井滋一君）

それでは次に、3番・吉川三津子議員、どうぞ。

○3番（吉川三津子君）

私は、この新しい手法の総合計画策定はこれから愛西市の心臓部となるということで、大変期待しているものです。今回、市民公募をされるということですが、市民の方々へ合併して生まれ変わるんだというアピールにもなり、大変期待しております。

そこで、第3条の組織についてですが、市長の方針は審議会の議員枠はなるべく設けないとの方針を持っているというふうに私は解釈しておりますけれども、学識経験者、各種団体の代表及びその他市長の必要と定める者となっており、それぞれ1、2、3の具体的にどのような

方々にお願いする予定なのか。やはり公募の方々が発言しやすい雰囲気づくりが大切と思いますが、その辺、1点教えていただきたいと思います。

それから、2点目といたしまして評価と施策への反映についてですが、最終的に指標と目標値を設けて評価がされていくと思います。それぞれが施策に反映されなければ意味がないわけなんですけど、私は、この目標達成の評価にはできる限り多くの市民がかかわって評価していくべきで、それを今までの施策がまずかったとか、こうすべきという判断がそこにゆだねられなければならないと思っています。これから計画ができ上がってから施策に反映するまでの、そういった評価の仕方、施策への反映の仕方についてどうしていくのか、その辺のところが決まっていればお聞かせいただきたいと思います。

### ○企画部長（石原 光君）

それでは、吉川議員さんからの、総合計画の審議会の関係について2点御質問いただいておりますので、順次お答えをさせていただきたいと思います。

まず、第3条の公募委員の人選の関係で御質問をいただいておりますけれども、現時点の考え方についてお答えをさせていただきたいと思います。

審議会委員の人選につきましては、条例の区分に規定をしておりますように、学識経験者、各種団体の代表者及びその他市長が認める委員ということで、この部分については一応公募による市民の委員さんなどを登用していきたいと考えておりますが、特にこの条例に掲げました項目の範囲、これは三つの区分があるわけですが、さまざまな見地からの御意見をちょうだいしていきたいなということで、愛西市の各種分野の活動団体の代表者の方々から、そういった委員としての人選をお願いしたいというふうに現時点では考えております。事細かな区分については、条例制定を御議決いただいた後に、詳細な人選に入っていきたいというふうに考えております。

それから、第2点目の評価と施策の反映の関係について、その方法はということで御質問をいただいておりますけれども、御承知のように、今年度実施いたします総合計画の市民意識調査のアンケートは、年明け早々にでも対象者を絞ってアンケートを実施していきたいというふうに考えております。今回のこの総合計画につきましては、まちづくりに関するNPO法人、そういった協働により市民の皆さんの生の声をグループインタビュー、これは既に実施しておりますけれども、こういった手法を取り入れまして、グループインタビューからちょうだいした意見等、そういったニーズをもとにアンケートの項目を作成して、市民の皆さん方に対して、このアンケートを実施していくという手法をとっていくこととなります。

それで、このアンケートの結果をもとにいたしまして、新市建設計画との整合性を踏まえながら、市民の皆さんが望む、いわゆる重要な生活課題に対する施策というものが出てまいります。それともう一つは、市長が、これから愛西市として、政策・施策の部分について必要と認める施策を反映させていきたいなというふうに現時点では考えております。

それとまた、市民の皆さんの中から、今吉川議員がおっしゃったように、市民と協働といいますか、自立した市民活動の推進などを主といたしまして、これも1月早々に公募をかけてい

く予定でありますけれども、仮称ですが、まちづくり委員会といいますか、市民会議といいますか、そういった組織といったものを設置していきたいなという考えを持っておりまして、1月早々に公募をかけていきたいというふうに考えております。そして、そのまちづくり委員会といいますか、市民会議の中で、まちづくりの指標作成のための調査・研究を行っていただくというような一つの考え方で今後進めていきたいなというふうに考えております。

当然、そういった評価というお話もございますし、また、その評価をもとに施策の方へ反映をしていくというのは表裏一体の関係になってきますので、そういった考え方で進めていきたいというふうに考えております。

### ○3番（吉川三津子君）

1点、委員のメンバーですけれども、議員は含まないということで解釈していいのかということと、それから2点目の質問について、市民会議等に参加することによっていろんな方が育つということで、とても期待ができると思います。

それで今、計画が、多分今回、年末年始にかけてアンケートが実施され、その集計が3月ぐらいに出てくると思います。それから、指標が9月に大体出てくるとということで、私は、3月の段階に出たアンケート結果も次年度の事業計画に組み込みができるであろうと。また、来年度9月の段階で出た指標により、また途中で事業の見直しがされて、事業計画等に反映していただけるのではないかと思います。そういった途中過程のデータ等を利用して、きめ細やかな事業展開をしていく必要があると思いますけれども、途中経過のそういったアンケート結果を事業に反映しながら進めていく考えはあるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

### ○企画部長（石原 光君）

まず1点目の、審議会の委員さんに議員さんを登用していく考え方はないかという御質問ですけれども、現時点では、議員の皆さん方に、この審議会の委員さんに加わっていただくという考え方は持ち合わせておりません。

それから、2点目の市民会議の途中過程のデータを活用し、当然そういったものの中から施策に反映していくべきじゃないかというお話ですけれども、きょうこの時点で、先ほど申し上げましたように、市民会議というものが立ち上がってきます。もう一方では、アンケートの課題というものが出てまいります。そういったものを一度よく分析した中で、当然、途中途中の一つの区切りの中で、そういったデータ整理というのは必要になってくると思いますけれども、今現時点で、それを公表していく云々ということについては、これから内部、あるいは審議会、あるいはまちづくり委員会の中でいろいろ御相談申し上げながら対処していきたいというふうに考えております。

### ○議長（横井滋一君）

次に、38番・永井千年議員、どうぞ。

### ○38番（永井千年君）

まず、2条についてお尋ねをいたします。

従来の総合計画は、基本構想、基本計画、そして3年ごとの実施計画から成っております

が、この実施計画は3年で毎年ローリングをしていくということで、この審議会では、総合計画の成り立ちの問題もありますけれども、従来行われてきた3年間の、この実施計画は審議にかかるのかどうか、そこを明らかにしていただきたいと思います。もし、そういうことであれば、毎年ローリングという問題がありますので、当然、この総合計画審議会は継続して行われなくちゃいけないということになると思いますので、1点お願いいたします。

それから、今も議論がありました。第3条についてであります。公募というのが今度の目玉であると思いますけれども、一方で各種団体の代表者も選ばれてくると。この各種団体の代表者がだめだということではありませんけれども、従来、例えば立田村の時代、私も議員として委員の一人でありましたけれども、議員と各種団体の代表者で立田村の場合は構成をされていましたが、そうしたケースの場合には、やはり自分の団体や地域にかかわる提案は、時々は出ることがありますけれども、新しい斬新な発想でまちづくり全体のことについて、活発な議論をしていくというのは難しかったのではないかという感想を持っています。したがって、この1、2、3の委員の公募の数であります。特に3の公募委員が2分の1以上ということで行う必要があると思いますが、そうした考えはないかどうか。

さらに、この合併が、今企画部長から発言がありましたように、新市建設計画との絡みが当然あるわけでありまして、その点からいって4地区のバランス、4地区の意見が対等合併の精神にふさわしく反映されていく必要があると思います。その点のバランスはどう考えるのか。

さらに、学識経験者については、いわゆる専門家、前は学識経験者に議員が選ばれるということもたびたび立田村の場合もありましたけれども、まちづくりや地方自治の研究者などの専門家にきちっと入ってもらう必要があるだろうというふうに思いますので、その点はどうでしょうか。

さらに今、市議員はできるだけ現時点では入らないという話なんです。団体の代表者が市議員という団体もあるわけで、そういう団体については議員は遠慮してもらうというふうに考えてみえるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

それから5条の関係なんです。今、19年の9月議会にということですかね、基本計画と基本構想を提出するという話でありましたが、どのような総合計画をつくっていくのかというスケジュールも、公募委員で構成する今度の新しい審議会については、そこで議論をしていただく。どういう審議のやり方をするのか。さまざまな、今グループインタビューだとかアンケートの話が出ましたけれども、そのほかワークショップのような形のことがやられるところだとか、さまざまあるだろうと思います。それを審議会ですべて決めていく必要があると思います。早ければよいというわけでもないです。本当に中身のあるいいものができるために、日程をあらかじめ決めてしまうことについては一定の疑問もあるわけですが、その点はどうでしょうか。

さらに8条の関係であります。8条は、その他のことについては市長が定めるというふうになっております。例えば旧立田村の条例では、運営に関する事項は、村長ではなくて、審議会がこれを定めるというふうな表現になっていたと思うんですね。どちらがいいかということ



であれば、そういう公募委員の方も入るわけでありますから、審議会をどう運営していくかということについては、先ほどの日程の問題もありましたが、審議会自身で議論をして決めていくということが大事だと思いますので、この8条については「審議会が定める」という表現に変えた方がいいのではないかとこのように思いますが、どのような見解でしょうか。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、永井議員さんの御質問に対し、順次お答えをさせていただきたいと思います。

まず第1点目の、第2条の実施計画についての審査の関係で御質問をいただいております。その関係につきましてお答えをさせていただきますけれども、総合計画審議会としましては、総合計画の策定に係る重要事項の審議や策定案として、市長から諮問された基本構想や基本計画について、調査・検討の上、答申をしていただくという機関でございます。したがって、実施計画につきましては、旧町村、立田村の例を挙げてお話があったやに思いますが、基本的に実施計画については審議をしていただくと、現時点ではそういった考えは持っておりません。なお、実施計画の扱いについては、具体的な事業の進捗については、当然毎年、この議会で予算の審議をしていただきますけれども、そういった予算審議の中で検討していただくような形で今後進めたいというふうに考えております。

それから、第3条の公募の委員さんの関係でいろいろ御質問をいただきましたけれども、この審議会の委員さんの人選につきましては、先ほど翠川議員さんの方にもちょっとお話を申し上げた経緯がございますけれども、今の選出区分では、学識経験者、各種団体の代表者及び公募による市民の委員ということで現時点では予定をしております。それで、条例に掲げた項目の範囲内におきまして、先ほどもお答えをしたとおり、さまざまな見地からの御意見をちょうだいしていきたいなど。それで、市の各種分野の活動団体の代表者の方々の中から人選をさせていただく形になるんじゃないかと。これは、翠川議員さんにお答えをしたとおりと全く変わりはありません。

それで、委員の構成についても、今いろいろお話が出ましたように、例えば公募委員については20名のうち2分の1以上を委員として選出すべきじゃないかと、これも一つの御意見だと思います。それから4地区のバランスというのも、これから委員さんを選定し、お願いしていく上において、当然考慮に入れて人選をするのも必要ではないかなというふうには思っておりますけれども、この具体的な推進については、先ほど申し上げましたように、今後この条例を制定して御議決いただいた後に、先ほどお話がございました御意見も参考にさせていただきながら、人選にかかわっていききたいなというふうに現時点では考えております。

それから、第5条の関係でございますけれども、委員の任期の関係については小沢議員さんにもお答えしたとおりでございます。これはちょっとダブりますが、平成19年9月を目標にということで現時点では考えておりますし、当然、策定の完結は19年度末ということになりますから、それまでの期間という形をお願いをしていきたいなというふうに思っております。ただ、スケジュール的なものも、その審議会の方でよく審議をして、そういったスケジュールもその中で協議をしていただくのが本来の形じゃないか、それも当然、そういった御意見

は承知の上でございます。ただ、現時点として、これはアンケート調査的なものを進めている状況の中で、事務局側としてはある程度の目標値というものを当然持たなければならないというふうに思っております。現時点では、当然、早ければ早いという御意見もあるでしょうし、今回の場合のように、アンケートから策定まで2年半の歳月をかけて策定をするわけですが、その中で目標値といいますか、期限というものを事前に事務局サイドで持たないと、今後のスケジュール、それから審議会の方へお願いしていく中でふぐあいが出てくるという部分もありますので、そういった考えから一応平成19年9月ということで現時点では考えているということで御理解がいただきたいと思えます。

それから第8条の関係ですけれども、ここの部分については市長の委任規定ということで、内容説明のときにお話を申し上げましたけれども、審議会設置後の具体的・専門的な運営について条例の趣旨に基づいて、いわゆる詳細な決め事が必要な場合のために定めたものでございまして、この言い回しの部分については、近隣市ですね。例えば津島市さんとか稲沢市さん、あるいは一宮市さんの方の設置条例等も参考にさせていただいておりますけれども、一般的な規定の仕方といたしましては任命権者である市長への委任というのが一般的な形でありましたので、深い意味はございません。そういった形で規定の方を整備させていただいたというものでございます。

それから、ちょっと前後いたしますけれども、この団体代表に、議会も一つの団体の代表じゃないかと。だから議会の代表をという……。

[発言する者あり]

すみません、議員さんが代表ということですね。先ほど申し上げましたように、現時点では、議員さんの委員さんへの登用については考えておりません。やはり皆さん方から広く募集した中で、活発的な意見を、その施策に反映していきたいという考えを持っておりますので、申しわけございませんけれども、議員さんの登用については考えておりません。

### ○38番（永井千年君）

今、2条の問題について、実施計画は審議の対象にしないということではありますが、そういうことだと基本計画がどれだけ具体的に書かれるかということが大変大事な問題になってきて、私もさまざまところの基本計画を読みましたが、具体的な事業名、そして概算のその事業にかかる金額、それも基本計画に書き込んでいるところもあるんですね。そういうことをきちっと書き込むということになれば当然、事実上実施計画に近いものが総合計画審議会で審議しなければできないわけですから、そういう具体的な議論をしてこそ活発な議論にもなるというふうに思いますが、基本計画の内容が、そういう具体的な事業名や概算の予算金額まで触れたものになるかどうかということについて、答弁願いたいというふうに思います。

それから3条について、ちょっと答弁していただいているんですけども、いわゆる学者・研究者とか、そういう専門家を入れるかどうかということについて聞きましたが、今の答弁ではわかりにくいんですが、団体の代表者から選ぶことになるというのは、1も2も3も団

体の代表者という意味じゃなくて、1と2が団体の代表者ということですか。今、市議員が団体の代表者になっているところもありますので、必ずしも団体の代表者ということにならない面もあるかと思いますが、学者・研究者を入れるかどうか、ちょっと御答弁願いたいというふうに思います。

それから第5条であります。これは今、通常、市民公募で市民が参加して審議する場合というのは、市が示したスケジュールで終わらないで、これもやりたい、あれもやりたい、あれも調査しよう、こういう審議もしようというようなことが加わるケースが大変多くて、その点で、その分だけ何ヵ月か延びていくというケースがあると思うんですね。今の答弁だと、19年9月議会というのはある程度の目標だということであって、この審議会に示した日程の変更というのは、もちろんそれは短くなることも含めて、あり得ることだというふうに理解してよろしいでしょうか。

それから第8条は、市長が定めるというのは一般的な決め方であって、当然この決め方は要綱というのか要領というのか、そういう名称になるかどうかわかりませんが、どちらにしても審議会自身でこういうふうな要綱でやろうということが審議されるのかどうか。市長が、あらかじめ審議が始まる前に運営のやり方はこれでやるというすべて決めてしまって示すというやりになるのか。一般的な決め方だということであれば、そういう審議会で審議する場をやっぱりきちっと設けていただく必要があるというふうに思います。その上で最終的に市長が定めるというなら大変よく理解できるわけですから、その点はどうでしょうか。

#### ○企画部長（石原 光君）

再質問の関係でございますけれども、その基本計画の中に、実施計画との絡みで御質問いただいておりますけれども、確かに他市では、その基本計画は5年、3年、内容については予算的なもの、事業費というものもうたうところもあります。我々も、それは承知はしておりますけれども、今後具体的に、そういったものをどういった形でこれから進めていくかというものについては、現時点ではこうするという具体的なものを持っておりません。

と申しますのは、先ほどお話がございましたように、審議会も3月には立ち上げてきます。それから、市民会議の方も立ち上げてきます。そういった中でいろいろ議論をしながら、何が愛西市にとって、基本計画の作成にとってもベターなのかというものをよく検討しながら進めていきたいと思っておりますので、そういった形で、こうするという部分については現時点では明確なお答えができませんけれども、考え方にはそういう考え方でいきたいなというふうに思っておりますので、御理解がいただきたいと思っております。

それから学者を入れるかどうかという部分ですけれども、一応御意見は御意見として承っておきますけれども、何度も言いますように、これから人選につきましては、その区分に基づいて内部でよく検討した上で人選の方を図っていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから目標の関係ですけれども、なぜ19年9月かということについては、例えば市民会議の中でいろんな意見が出てくれば、ひょっとしたらそういうケースが出てくるかもわかりませ

ん。これは仮定の話です。ですけれども、総合計画というものを策定した中で、今、新市建設計画に位置づけられておる計画を総合計画の方へ整合性を図る、それをもとに予算の方へいち早く位置づけしていきたいという部分も事務局としては考えております。そういった中で、本編に入るのは1年半という期間になりますけれども、その1年半の中で少なくともそういった計画的なものを立案していきたいという事務局側の一応目標でありまして、そういった考えのもとに19年9月ということを申し上げたので、できればそういった形で進めたいというふうに考えております。

それから8条の関係で、これは規定の解釈の仕方だと思うんですけれども、この部分については、審議会の会議の運営については云々と、それは審議会に諮って決めていく、あるいは市長の中で市の判断で決めていくというとり方だと思うんですけれども、当然、市長の方に委任をしたからといって、審議会の方を無視するという考えは持っておりません。それは市長の方で、会議の運営についてこういう形で進めたいという意向があれば、それは経過報告という形で、当然審議会の方へ報告をさせていただく形になると思います。ですから、全く市長の方で何もかも決めてしまうという考え方ではありません、それは。規定の整備の仕方が違うだけあって、中身については何ら変わりありませんので、そういった理解をしていますので、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（横井滋一君）

ほかによろしいですか。

〔発言する者なし〕

ほかには質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第47号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第2・議案第47号：愛西市行政改革推進委員会設置条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

3番・吉川三津子議員、どうぞ。

○3番（吉川三津子君）

行政大綱の策定で、コンサルに委託するかについてお伺ひしたいんですけれども、総合計画ができれば、いろんな部署の計画づくりというのは大部分がコンサルにお任せしなくても、内部ですべていけるような仕組みができていくのではないかと思います。今回まだ総合計画もでき上がっていない段階でコンサルにお願いして策定するのか、その予定を、私としてはよその行革大綱を見た感じ、そこまではする必要はないと思っておりますけれども、その点についてどうお考えなのか、お伺ひしたいと思ひます。

それから2点目といたしまして、この行政改革推進委員会というのは総合計画策定と大変密接な関係があると思ひます。会議が2本立てになってしまうのではないかと、その

整合性をどう持っていくのかということ、大変私は心配しているわけなんですけれども、もしこれを立ち上げるならば、総合計画審議会とか市民会議等との整合性を見きわめながら進める必要があると思いますけれども、その点について、総合計画策定とこの行革推進委員会の進め方についてどうお考えなのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○企画部長（石原 光君）

議案第47号の行革推進委員会の条例の関係で御質問をいただいております。

まず第1点目の、行革大綱の策定の関係でコンサルを使うのかという御質問でございますけれども、行政改革推進のための指針となりますのは行政改革大綱でございます。それで、この大綱につきましては、一応18年度中、できる限り早い時期に大綱というものを策定したいというふうに考えております。

それで、この策定についてコンサルを使うのかという御質問でございますが、コンサルに委託して大綱を策定するという考えは持ち合わせておりません。少なくとも他市の例、いろいろ行革大綱を策定されてみえる先進の市がございますけれども、そういったものを参考にしながら、愛西市バージョンといえますか、愛西市の行革大綱というものを手づくりのような形で策定をしていきたいというふうに考えております。

それから、総合計画との関係でございますけれども、これは議員御承知のように、行政改革推進につきましては、いわゆる総合計画というのは市の最上位計画という位置づけになります。それで、その総合計画の施策体系の一つの柱として、行政改革推進があるという位置づけがされるというふうに考えておりますので、総合計画の推進に寄与するといえますか、当然、行革推進と総合計画というのは整合性が図られるものだと、図る必要があるというような考え方で今後進めていきたいというふうに考えております。

ただ、これから細かい実務ですね。行革推進委員会、いわゆる大綱というものができ上がる、一方では総合計画というものができ上がりつつあると。その辺をどううまく整合性を図っていくかということについては、当然それは実務の段階に入った中で、そういったものをよく整理しながら進めていきたいというふうに現時点では考えております。

○3番（鏑川三津子君）

最後に、質問ではないんですけれども、結局、総合計画が策定された後、達成度ですね、そういった評価が出てくると思うので、この審議会自体の必要性というか、新たな審議会へ発展的に再編成するということも必要になってくると思いますので、総合計画ができ上がった時点で、そういったことも含めて、この審議会の見直し等をしていく必要があるのではないかと思いますので、1点その辺だけ要望したいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（横井滋一君）

次に、38番・永井千年議員、どうぞ。

○38番（永井千年君）

まず1条についてであります。行政改革といえますと、今さまざまな市で、愛知県も大綱を出していますし、隣の市も出しております。しかし、他市の例で多くのところで見られるの

が職員を大幅に削減すると、そしてどんどん外部委託していく例が大変多いというふうに思います。ですから、「簡素にして効率的」というふうに、この表現にはなっておりますけれども、効率的にはなっても住民サービスが大きく後退をしたと、暮らしや福祉や教育の施策はどんどん削られてしまったということでは元も子もないのではないかと思います。そういう意味で、この設置の目的について、簡素で効率的という表現だけではなくて、やはり住民福祉を充実であるとか、民主的な市政だとか、そういう言葉をやはりきちっと入れていく必要があるというふうに思います。その点、どういう考え方なのか、示していただきたいというふうに思います。

それから3条と8条については、先ほどの総合計画審議会等と同趣旨の疑問を持っているわけですが、総合計画審議会の答弁とほぼ同様というふうに考えてよろしいかどうか、確認したいと思います。

○企画部長（石原 光君）

それでは、行革推進委員会設置条例の関係について御質問をいただいておりますので、順次お答えをさせていただきたいと思います。

まず、第1条の設置の目的の中に、いわゆる「簡素にして効率的」となっているが、できれば「民主的な」という文言を入れる必要があるんじゃないかという御質問ですけれども、行政といいますか、これから行政を推進していく上において、当然、最少の経費で最大の効果が上がるよう、限られた予算を有効に執行していかなければならないというのは当たり前のことでありまして、そういった基本的な考え方に沿って、今進めているわけでございますけれども、こうした意味を含めまして、「簡素にして効率的な市政の実現」という表現としました。

それで、あえて「民主的」「福祉的」という文言を入れたらどうかということでもありますけれども、当然、行革の推進に当たっては、市民の皆さんと行政がパートナーシップを強化し、連携・協力・信頼関係の中で、それぞれの役割を十分果たしていく必要があるというふうに考えておりますので、あえて御発言のような福祉とか民主的とかという文言まで入れる考えは持ち合わせておりません。当然、一方で市民会議というものも立ち上がってきますので、そういった中で、先ほど申し上げましたように協働ですね、そういった中から、今申されたような福祉的ないろんな御意見も出てくると思いますので、そういった中でいろいろ連携を図りながら進めていきたいなというふうに考えております。

それから第3条、第8条の関係につきましては、先ほど総合計画の方でお答えをさせていただいた考えに変わりありませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○38番（永井千年君）

第1条については基本的な考え方が大変大事だということで、やはり簡素で効率的な行政組織、行政にしていくという点で、今の福祉を例えば後退させないだとか、もう聖域はありませんよと。小泉さんじゃないですけども、とにかく切れるところは全部切っていきますよと、人も金も切りますよということじゃなくて、むだなところは効率的にしていくけれども、今のこの福祉の水準はちゃんと維持しながら、むだなところをなくしていくという行政改革を進め

ていくかということが大変今問われるんですね。そういう考え方なくして行政改革ということでやると、一方的な施策の切り捨て、対象や金額の切り捨てという方向に向かってしまう危険もあるものですから、だからこそ愛西市の行政改革については、この第1条で基本的な考え方をきちんと明示していただく必要があると思うんですが、この点、市長のお考えを伺いたいと思いますが、どうでしょうか。

○市長（八木忠男君）

御意見はいろいろあるかと思いますが、先ほど部長が申し上げました、お願いしております文面で進めさせていただきたいと思っております。

○議長（横井滋一君）

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者あり]

13番・真野和久議員、どうぞ。

○13番（真野和久君）

第3条についてですけれども、委員15人以内で、それぞれ1、2、3と委員を任命していくわけですが、この間、旧祖父江町等でもいろいろと疑問なども上がっていたのは、特に各種団体とか学識経験者というところの任命において、同じ団体の会長とか団体の代表が幾つかの審議会に同じように顔を出しているということで、その団体の代表者にとっても忙しく、とてもやれないというような不満もあるし、一方では同じ顔ぶれではとてもおかしいじゃないかというような意見もありました。今回、審議会が二つと、それから報酬審議会等もあります。今後、これからさまざまな審議会等も出てくると思いますが、これについてはすべて基本的に同じような規定で、学識経験者、そして各種団体の代表、公募その他という形になってくる中で、そういった重複の問題ということについてはどういう形で調整をしていくのかということについて考え方、方向性をお尋ねしたいと思います。

○企画部長（石原 光君）

私がお答えしていかどうかちょっとわかりませんが、他の審議会等の関係もありますので。今、真野議員さんがおっしゃったように、当然、いろんな審議会ができますと、そういった選出区分というのは、一般的な形でそういった規定にうたわれるのが一つの形じゃないかなというふうに思います。今お話がございましたように、当然重複してはいけませんので、その辺は各部局ともいろいろ連携をとりながら、その人選については、今御意見ちょうだいしたことをよく踏まえまして、これから人選にかかっていきたいというふうに考えております。

○議長（横井滋一君）

ほかによろしいですか。

[発言する者なし]

それでは、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第3・議案第48号（質疑）**

**○議長（横井滋一君）**

次に、日程第3・議案第48号：愛西市特別職報酬等審議会条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

25番・中島義雄議員、どうぞ。

**○25番（中島義雄君）**

この愛西市特別職報酬等審議会条例の関係で、特に第3条の、愛西市の区域内の公共的団体等の代表者とその他団体のうちから必要の都度、市長が任命するとありますが、公共的団体等の代表者とはどういう団体ですか。

それからあと、その他団体のうちから必要の都度とありますが、これは何を意味しているのか、お尋ねいたします。

**○総務部長（中野正三君）**

第3条第1項の委員の選任につきましてですが、公共的団体というのは、先ほどから永井議員、そして真野議員の中でありませうような、重複する部分もあろうかと思っておりますけど、現在私どもところで考えておりますのは総代駐在員さん方、それから商工会、消防団、婦人会等の代表という、一つの例でございますけど、そんな形を考えてはおります。真野議員の御指摘のこともありますし、そのことは今後の人選の中で十分に踏まえていきたいと思っております。

また、その他住民のうちから必要の都度市長が任命すると。必要の都度という言葉が的確になるかどうかはわかりませんが、ここではそういう団体の方ばかりではなくて、実はサラリーマンといいますか勤労者の方、そして経営をしている雇用主といいますか、そういう方々、そしてあくまで学識を持って御意見がいただける方、そういう方をこの中で予定しているということでございます。

**○25番（中島義雄君）**

そういう形ですと、それは市長さんが任命されるのか、公募でやられるのかどうかということをお聞きしたいのと、それからあと審議会の10人以内ですが、どういう基準で選ばれるのか、その辺をお尋ねいたします。

**○総務部長（中野正三君）**

公募という形は、この場合においてはすぐわないというふうに考えておりますので、あくまで市長からお願いをするということをお尋ねいたします。

どういう基準ということでございますが、あくまで私どもとしては、広範囲な視野で御意見がいただける方という形で、事務局から市長と相談してお願いをしたいというふうに思っております。

**○25番（中島義雄君）**

この提案理由にもありますように、第三者機関の意見ということですから、公平に、しかも住民からの無作為かどうかわかりませんが、そうした意見を聞くような格好の審議会にさせていただくことを要望して終わります。



○議長（横井滋一君）

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

なければ、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第49号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第4・議案第49号：愛西市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

20番・小沢照子議員、どうぞ。

○20番（小沢照子君）

この条例の第2条、任命権者は、毎年10月末までに市長に対し云々がございますが、この任命権者に対しての御説明をお願いいたします。

○総務部長（中野正三君）

任命権者の方の御説明でございますけど、議長及び教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、それから農業委員会等の各委員さん、そして消防長、代表監査委員など、そういう任命権を持っている方という形でございます。

○議長（横井滋一君）

次に、46番・宮本和子議員、どうぞ。

○46番（宮本和子君）

第3条の部分ですが、つくば市では職員競争試験と選考状況という職員の採用状況についても報告事項となっておりますが、こういった職員の採用状況も報告事項に加えるべきではないかと思いますが、見解をお聞かせください。

また、公平委員会に今まで、勤務状況に関する措置の要求状況などが出されているのでしょうか。また、公平委員会の報告事項に苦情処理の状況を入れてはどうかと考えますが、お答えください。

○総務部長（中野正三君）

現在私ども、この3条第1号のところですね。採用者、退職者等の特におっしゃるのは採用者のことでございますけど、私どもが考えておりますのは、あくまで採用者数、それから退職者数という形のことでございます。具体的に、その採用の方法におきまして、今、試験採用なのか選考採用なのかという形でございますが、この表の中では私どもは考えておりません。あくまで私どもとしては、採用というのは試験採用だという考え方は持っております。ただ、どうしても試験採用にそぐわない、特殊の技術を持ってという場合においては選考という形が出てきようかと思いますが、原則論は申し上げたとおりでございます。そして、愛西市ができてから11月までですが、現在では私どもでは、公平委員会へそのような申し出があったとい

うことは承知しておりません。以上でございます。

○46番（宮本和子君）

苦情処理の状況について、この公平委員会の報告事項に入れてはどうかという点がちょっと今答弁がなかったんですが。

それから、第6条なんですけど、概要及び第4条の規定による報告を公表するというふうになっておりますが、公平委員会と同じように、第3条の人事行政の運営状況も、概要ではなく規定どおり報告すべきではないかと考えますが、その点はいかがでしょうか。

もう1点ですが、公表について、広報紙、インターネットの2種類に限定してはいますけれども、他の方法はないのか。また、インターネットについてはいつから公表を行うのか、お尋ねいたします。

○総務部長（中野正三君）

公平委員会の公表といいますか、報告といいますか、その時点のことにおきましては、相談事等の苦情といいますか、未処理部分と言いますと御無礼かもしれませんが、公平委員会への正式な状況のものの公表をお願いしたいと思っております。

それから、公表の概要でとどまらずという話でございますけど、その公表内容におきましては膨大な形になります。今、私どもが手元に持っております、ある自治体のものにおきましても十二、三ページに及ぶ公表状況になっております。私どもがそれ以上になるかどうかはわかりませんが、そのためにあくまで見られる方がそれを概要ととられるのか、ほとんど網羅したかという形があるかと思っておりますけど、言葉としては、行政のものをすべて入れるというのは、今回のこの中の公表としては、あくまで部分的なところがあるよという形で概要という言葉をとらせていただいております。

公表の方法につきまして、今、広報紙、そしてインターネットということがございますけど、現時点ではこの2点を考えておりますし、インターネットにおきましては、あくまでこの報告というのは来年以降の話でございますので、来年の12月末までに公表しなければならないという文書でございます。その時点で公表を、この方法で考えているということでございます。○

46番（宮本和子君）

今、概要でということですが、広報紙になると限定がありますから、このことで12、13枚も使うということは難しいかもしれませんが、そういう点ではインターネットに詳しくは載せてありますよという形になれば、もう少し詳しく知りたいという方はインターネットを調べるといった形もできるかと思っておりますので、その点のお考えはいかがでしょうか。

○総務部長（中野正三君）

確かにおっしゃるように、今、私の手元に持っている公表状況というのは十二、三ページのものがあります。これですとインターネットには載せられますけど、広報で各市民の方に情報を提供するというには少し量が多過ぎると。御指摘のことももっともでございますので、その点は公表の認識を踏まえまして考えていきたいと思っております。

○議長（横井滋一君）

ほかによろしいですか。

[発言する者なし]

それでは、ほかには質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第50号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第5・議案第50号：愛西市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

3番・吉川三津子議員、どうぞ。

○3番（吉川三津子君）

2点について、1点目は、指定管理者制度を導入するかしないかの愛西市の判断基準についてお伺いしたいと思います。

公共施設にも、利益を上げられる施設と利益が期待できない施設があります。財政面だけの判断で導入するか否かの判断は、市としてもしてはいけないと思っております。公共性が高く利益も期待できない施設には、今までと同様の公費投入が当然必要であって、財政的メリットのないものもあるはずです。

しかし、行政がやるよりも、専門的な知識や情報があり、市民に今までよりよいサービスが提供できるかという視点と、それから地域でお金を循環させることが地域の活性化につながるとか、そういった財政面以外の判断も必要かと思えます。同じお金をかけるなら、指定管理者制度を適用した方がよいか、判断の仕方もいろいろあると思えますけれども、そういった面から愛西市として導入するか否か、各部署で今いろいろ作業がされていると思えますが、そういった観点で進められているのか、その点について1点お聞きしたいと思います。

それからあと、指定管理者制度の公募についてですけれども、合理的な理由があれば公募もしないとか、そういった形で今回の条例が上がってきております。私はできる限り、この指定管理者制度を導入した場合、地域のまちづくりという意味で、できるだけ地域で担い、なおかつNPOなど市民の手で担うということを望んでいるわけですけれども、今現在、残念ながら愛西市においては市民活動が他の自治体に比べて大変少ない状況であって、今後愛西市としても、この担い手づくりというのが大変大きな課題であるというふうに感じております。

そこで一つ質問なんですけれども、施設によりNPOが担った方がよいもの、収益を上げる施設においては企業が担った方がよいものがあると思えますけれども、施設の性格により公募枠をある程度限定する考えがあるのか。つまり、市内の組織、市民団体とか企業に任せるとか、NPOだけに限定するとか、企業だけに限定するとか、そういった公募の仕方に条件を付して公募するような予定があるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○企画部長（石原 光君）

それでは、指定管理者の指定の手続に関する条例の関係で、2点御質問をいただいております。

す。順次お答えをさせていただきます。

まず、第1点目の指定管理者制度を導入するかしないかの判断について、いわゆる市としての統一的理解を持っているかという御質問でございます。

現在、市といたしまして、公の施設における指定管理者制度の実施に関する指針というものを作成いたしました。この指針をもとに、現在、全庁挙げて取り組みを始めたところでございます。御承知のとおり、指定管理者制度は、公の施設の設置目的を効果的に達成する必要があるといったときに、この指定管理者制度を導入することになるというのが基本的な考え方だというふうに思っております。

そこで、私ども市といたしましては、民間の能力を活用することによりまして、住民サービスの向上と効率的かつ効果的な施設の管理、そういったものが図れる、それに基づいて経費の削減が図れると。この二つの基本方針といいますか、考えをもとに、その施設の設置目的がどこにあるか。施設そのものは、それぞれ目的も違いますし、当然運営の方法も違うわけでありまして、先ほど申し上げました二つの基本的な考え方をもとにいたしまして、先ほど申し上げましたように、これが一つの原点からのスタートというとらえ方をしておりますけれども、そういった中で今全庁挙げて取り組みを始めたということでございます。ですから、統一的理解というのは、この二つの柱に基づいてそれぞれ取り組みを始めたというようなことで、その点御理解をいただきたいと思っております。

それから、指定管理者の公募について2点目の御質問をいただいております。いわゆる委託先として民間企業、これは市内・市外問わず、またNPO等も考えられるが、市としての、施設により限定した公募をする考えはあるのかという御質問でございますけれども、先ほど申し上げましたようにそれぞれの施設がございます。施設の設置の目的・性格というものはそれぞれまちまちでございますので、その公の施設の性格といいますか、設置目的に照らし合わせまして広く一般に公募することが一般的なやり方だと思うんですけども、その施設の目的とか運営の方法によって、それが妥当ではないと判断した場合については、先ほど議員の方からおっしゃられたような限定した公募を行うということも、これは施設の目的・性格に応じて出てくるのではないかなというふうに考えております。

先ほども、くどいようですけれども、現在、全庁挙げて取り組み始めたばかりでありますので、そういった部分は、これから個別の設置条例というものが出てくる中で、公募をかけていく段階では、当然、そういった振り分けといいますか、募集の仕方といいますか、そういうものが出てきますので、この問題については、先進市、近隣市はいろんな手法を取り入れておみえになりますので、そういったことも参考にしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

### ○3番（吉川三津子君）

先ほども設置目的というお話がありまして、私は、これが大変重要であるというふうに思っております。多分、これでいろんな施設の洗い出しということで、設置目的も明らかにされたと思うんですね。その中で、合併後、この施設が本当に必要なのかどうか。多分、いろんな

重複した施設も出てきていると思うんですね。先に、この施設がこの設置目的で必要かどうかということをもまずは評価しながら、極端なことを言えば要らないものは何らかの形で処分するなり、ほかのことに利用する目的に変えていくなりしていかなければいけないと思うんですね。だから、指定管理者云々の前に、やはり設置目的を明らかにして、市としてどう使っていくのか、そういったことの議論が必要だと思うんですが、その点について今どのように進められているのか、お伺いしたいと思います。

#### ○企画部長（石原 光君）

その施設の評価ですね。合併後、それぞれ各旧地区にいろんな施設があるわけでございますけれども、まずその施設が本当に必要なかどうかという方が前提ではないかという御質問でございますが、おっしゃるとおりだと思います。

それで、今、全庁挙げて取り組んでいる中で、まず愛西市として、この指定管理者を導入すべき施設というのがどれだけあるのかということ、それは施設そのものの設置の目的、設置の根拠というものを、今、各部局の方へ照会をかねて調査をしているのが現状です。そういった対象施設というものが、窓口は企画になっていますけれども、そこへ全部集約されて出てきますので、当然、その中で導入するか導入しないかという議論が出てきます。その上で、その施設が本当に将来必要なか必要ではないかというのが、本来であれば同じテーブルの中で議論すればいいんですけれども、当然そういったことも議論の対象としては必要になってくるというふうに思っております。

#### ○議長（横井滋一君）

それでは、この50号につきましては、あと2名の方の通告をいただいておりますので、ここで暫時休憩といたします。途中でございますけれども、よろしく申し上げます。この議場の時計で15分から再開いたしますので、御協力よろしく申し上げます。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

#### ○議長（横井滋一君）

休憩を解きまして再開いたします。

議案第50号の質疑の続行をいたします。

次に、38番・永井千年議員、どうぞ。

#### ○38番（永井千年君）

それでは、3点質問します。

まず一つは第2条の関係であります。今、先ほどの答弁で、それぞれ設置の目的、あるいは設置の根拠にふさわしいのはどういうところかということを検討した上で、広く公募するか限定して公募するか、あるいはもう一つ、ここに書いてありますような公募を行わないという選択肢があるなということが理解できたんですが、公募を行わない場合の合理的理由については、きちっとした明文でもって、こういうことで公募を行わないということで市民が理解できることが必要ではないかというふうに思いますが、この合理的な理由の説明をどの程度、

どういう方法でされるのか、御答弁願いたいというふうに思います。

それから第4条なんです、人的構成及び財産的基礎。財産的基礎というのは、言い方を変わると経理的基礎だとかいう言い方もありますが、これは何で判断をするのかと。人的構成については、さまざまな資格や経験を持った人をどのように配置するかということがあるかと思いますが、この財産的基礎については、今、そこが行っている事業の具体的な中身が決算書であるとか、さまざまな公の施設で提出されている法務局の関係の資料であるとか、それから税務署の関係のさまざまな証明であるとかいろいろあるかと思いますが、今、これをどのようにしていくのかということを決めてみえるんでしょうか、説明いただきたいとします。

それから3点目に、第14条に関連してお尋ねをいたします。これは、あくまで手続条例ということなんです、指定管理しようとするこの施設の具体的な指定管理の方法は、別に条例で定めるなどの表現をこの条例に書き込む必要があるのではないかと。そのことによって、手続条例と個別の施設の管理条例との関係を明文化するということが必要ではないかというふうに思いますが、どのような考え方なんでしょうか、説明願いたいとします。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例の関係で、3点御質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず、条例第2条に規定いたします公募を行わないことについて、合理的な理由とは具体的に何があるという御質問ですけれども、現時点で考えられます項目について述べさせていただきます。まず一つには、専ら地域住民が使用する地域密着型の施設であって、地域住民で組織した団体等地域の活力を積極的に活用した方が効果的に期待ができる場合、これが一つでございます。それから、応募する可能性があると考えられる団体が極めて少ないと、競争原理が働く情勢にないと考えられる場合、これが二つ目です。三つ目といたしまして、施設の事業内容によって、事業の継続性という観点や現受託団体等の実績等から、現受託団体を引き続いて指定管理者として指定することが最適であると、これも客観的に判断した場合。公募を行うことによって合理的な理由というのは、現時点で考えられるのはこの三つではないかというふうに理解しております。

それから2点目の、人的構成及び財産的基礎は何で判断するのかという御質問でございますけれども、これは条例第4条第1項第3号に規定をされている部分でございます。それで、指定施設の管理を的確に遂行するに足りる、いわゆる人的構成及び財産的基礎の関係でございますが、これは後の3条以降、申請の関係が出てくる規定になっておりますけれども、この申請書提出に伴います添付書類の中に、必要に応じて申請団体の従業員数、資本金の額、その他経営及び状況のわかる書類といったものも提出させまして、そういった書類で判断をしていくことになろうかなというふうに考えております。

それから第14条の関係で、いわゆる条例で表現をきちっと位置づける必要があるんじゃないかという御質問でございますけれども、今回提案をしておりますこの条例につきましては、指定管理者を指定するための手続、あくまで手続について定めた条例でございますので、具体的

な管理の方法等についてはそれぞれの該当施設、これは個別の設置及び管理に関する条例、今定例会でも3議案出ておりますけれども、その中で規定するのがベターだろうということで、こういった形で規定を整備しております。以上、よろしく申し上げます。

**○議長（横井滋一君）**

次に、13番・真野和久議員、どうぞ。

**○13番（真野和久君）**

それでは、重複する部分もあるので、それは飛ばして考えていきたいと思っておりますけれども、まず最初に第2条についてですけれども、先ほど公募を行わないものについて3点ほどありました。そこに掲げたものというのは、さきの質問の中でもありました、策定した指針に書いてあるようなことなんでしょうかということの一つ。

それから、今回出ておりますが、重複するところを削除するという形で出ています管理条例ですよね、施設の。それについてですけれども、先ほど永井議員のところでもありましたが、具体的な管理に関してはそれぞれの管理条例とか設置条例で書くのであれば、特に今後のことも考えますと、今回削除される部分というのについては別に削除しなくてもいいんじゃないかと。むしろ、そういう形は残しておいて、どういう形で管理を委託するのかというところで残した方がいいんじゃないかと思うので、その点について2点目お尋ねしたいと思います。

それから三つ目でありますけれども、先ほども公募を行わないものの中で、地域住民の団体とか組織や何かに任せ方がいいんじゃないかというものがあるんだという話をされておりました。そういう点でいうと、一つは今後指定する施設について、今各部局で検討しているというふうにありますけれども、もし具体的にそういうものがあれば例を出していただきたい。それをどういう形でやっていくのかということもお尋ねしたいと思っています。

それと同時に、ちょっと具体的にお尋ねしたいのは、地域のコミュニティーセンターとか地域の公民館とかというのは、今、当然地元管理という形で行われておりますが、そうしたもののについてもこの指定管理者制度を導入するんでしょうか。

以上、まずこの三つについてお願いします。

**○企画部長（石原 光君）**

まず1点目の、先ほどの合理的な理由の関係について、指針に定められているのかという御質問でございますけれども、指針の中には、先ほど申し上げました個々具体的な理由については設けておりません。その判断というのは、個々の設置条例に当然出てきます。規則も出てきます。それから、公募をかける段階の運用要領というのも、それぞれの個別の中で作成をしていくこととなりますので、そういった中で設けられてくるべきものというふうに考えております。ですから、指針の中には現時点ではちょっと設けておりません。中には入れておりません。

それから、2点目の御質問につきましては、今回にも御提案を申し上げております三つの個別の設置条例がございますけれども、それとの関連ではないかというふうに理解しております。それで、先ほども永井議員さんの方へちょっとお話を申し上げましたように、あくまでもこの制定条例については指定管理者の手続について定めたものでございまして、御発言には重複部

分を残してはどうかという部分でございますけれども、何度も繰り返しになりますけれども、この手続条例という一つの位置づけで、あくまでも今回基本方針として制定をさせていただいておりますし、また今回一部改正が出ております設置条例については、既に規定されておりますものを、この手続条例において指定を行うということで基本方針をおさめたというのが手続条例であることから、その指定管理者導入施設と整合性を持たせたと。本来、両方規定するという一方では考え方もあるんですけども、その細かい部分についてはあくまで手続条例の方で今回整備をしたと。個別条例の方については、その分を削除したと。だから、そのおのおの条例の整備に伴って整合性を持たせたとということで、今回そういうような形で行っておりますので、そういった形で御理解がいただきたいと思っております。

それから3点目の対象施設の関係ですけれども、今現時点で、各部局の方へ調査をかけておりました、もうしばらくたちますと、そういったものが出てきますので、一遍その辺についてはよく内部で、出せるものか出せないものかという検討をしたいと思っております。

それからコミュニティー施設の関係、公民館の関係で、今後どうしていくんだというようなお話がございましたけれども、これからその施設についても、導入するかしないか、あるいは直営でいくのか、内部でよく検討したいというふうに思っております。

### ○13番（真野和久君）

2点目の、先ほどからも何度も話をするわけですけれども、確かに重複する部分で削ったということなんでしょうけれども、ただ個々の施設については具体的なさまざまなあれがあるので、例えば書類についても規定が手続条例だけだと非常に漠然としています。そういう中で、それぞれの管理委託をする場合の規定についてはそれぞれにやっぱりあると思うので、先ほど14条でそれぞれの管理や何かについてはやっていくんだというような話もありましたが、そうしたものは公表する、あるいは明らかにしておくということが非常にやはり大事だというふうに思います。だから、そういった点では、きちっと管理条例や何かに定めておくという形で具体的に明らかにしておく方がいいんじゃないかというふうに考えられますので、その点で重複しているから単に削除ということではなくて、具体的にどういう形で管理を頼むのかと、どういう手続で管理を頼むかについては、やはりそれぞれの条例のところできちっとやっていく方が明らかになっていいんじゃないかと思うので話をしたわけで、単に重複しているからということではなくて、やっぱりそこはもう一度考えていただきたいというふうに思います。

それから、コミュニティーとか公民館とかの地元管理の問題でいきますと、今後、当然指定管理者になれば、こうした既存の手続が要りますし、毎年それぞれのさまざまな報告をせざるを得ないということがありますので、そうしたことは地元の団体が毎回やるのは非常に大変ですし、あるいは今ですらコミュニティーや何かの一部で運営に非常に苦労している部分もあるわけですね。だから、そういった意味ではしっかりと市が、少なくとも管理については責任を持ってやっていくような体制も、やはりもう一度考えていただきたいなということがあります。特にコミュニティーとか公民館などでは、さまざまな利用があります。そうした中で、利用の予約申し込みや何かを地元管理ですと、地元でお願いしますと、そうなってくると管理者を



地元で選定して置くのか、あるいは置かない場合にはそれぞれの地域の団体とか自治会とか駐在員とかに、それを一々受けなきゃならないということでは非常に煩雑で大変な状況があるわけですね。周りの清掃とか中の清掃とか、あるいはコミュニティーとしての運営や何かについては地元がやるのが当然でありますけれども、予約とか管理、そうしたものに関しては、市が責任を持ってやってもらえるようなことも含めてぜひとも検討をしていただきたいというふうに思います。具体的に今後これから検討に入るということなので、ぜひとも今後具体化していく中で、また明らかになったことを報告していただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。以上です。

**○議長（横井滋一君）**

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

ほかに質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第51号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第6・議案第51号：長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

44番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○44番（加藤敏彦君）

では、議案51号の長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について質疑をいたしますが、一つは、地方自治体は単年度主義の財政をとっておると思いますが、そういう点で、この長期継続契約というのは単年度を超えて2年、3年という形でまたぐわけですから、考え方の基本・原則をどこに置かれるかという点で、例外的な扱いになるのか、これはまた一般的な扱いになるのかという点をまず第1点にお尋ねいたします。

それから、議案説明の中で、リース事業とか保守点検事業ということで紹介がありましたが、対象の範囲として、どこまで範囲を広げることが可能なかという点です。それから、長期契約になることによって、一つはこれまでの随意契約が入札契約になっていくのではないかと。また、長期契約になることによって、その入札価格、経費節減になるのではないかと、そういう点についてはどうか。

もう一つ、一番心配なことは、契約したけれども何か問題が起きて取り消し、事業継続ができない事態が起きた場合の対応についてはどのような対応をされるのか。

以上3点についてお尋ねいたします。

○企画部長（石原 光君）

長期継続契約の条例の関係で、3点御質問をいただいております。順次お答えをさせていただきます。

まず、この条例については、あくまでも例外規定ということでとらえております。

まず1点目の対象事業について、リース事業や保守点検事業以外にどんな事業が対象となるのかと、またどこまでの範囲かという御質問でございますけれども、そのリース事業や保守点検事業以外に対象となる事業につきましては、条例の規定でもございますように、これは第2条第2号の関係でございますけれども、そういったものが事業の対象となります。それで、毎年度当初から役務の提供を受けるもので、相手方の準備期間を確保するものということで、先回も申し上げましたように、警備業務、それから庁舎の受付業務、これは案内業務も含まれますけれども、それから電話の交換業務等が現時点では想定される業務ではないかなというふうに理解をしております。

それから第2点目の、長期契約になることによって、随契から入札契約に変わる事業はあるかという御質問でございますけれども、入札契約になるかという点につきましては、業務内容が入札に適するかどうかということにもかかわることでございますが、基本的に条件を示した上で見積書の提出を受けるということになろうかと考えておりますので、そういった意味では随意契約のままというふうに考えております。

また、リース契約の関係につきましては、そのリースの条件、それからリースの物件、その他条件等を含めた提案等を受ける方法も一方では考えられますので、すぐさま入札へ移行するということより、よりよい条件で契約を結ぶことが可能であるならば、随意契約のままでいくということも一方では考えられますので、一概に入札契約になるということでは思っておりません。

それから、契約を取り消す必要が生じた場合の対応はどうかという3点目の御質問でございますけれども、基本的にリースの契約に関しましては、条例第1条で「商い慣習上」という言葉が規定にもあるわけございまして、この契約に関しましては、商い慣習上、途中解約については、当然御承知のように違約金が発生することが考えられます。また、業務等につきましては、見積書提出通知時に、長期継続契約であることをあわせて通知をすることになりますし、状況の変化等で契約変更があり得る旨の記載もすることになります。そういった中で、当然、状況の変化等が事前に考えられる案件であれば、長期継続契約といえども適正な年数での契約をしていく必要があるのではないかなど。それは、その案件によって契約年数というのも異なってくるのではないかなというふうに考えております。

○議長（横井滋一君）

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

ほかに質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第52号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第7・議案第52号：愛西市地域し尿処理施設維持管理事業基金条例の制定について

てを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

44番・加藤敏彦議員、どうぞ。

#### ○44番（加藤敏彦君）

議案第52号の愛西市地域し尿処理施設維持管理事業基金条例の制定についてお尋ねします。

まず1点目は、既に条例の第70号で愛西市農業集落排水事業等基金条例が設置され、この中にはコミュニティ・プラントの部分も含まれていると思いますが、あえてなぜこの基金条例を設けなければいけないかという理由がなかなか納得できない部分があるので、明確な説明をお願いしたいと思います。

あと2点目は、予定される三つのコミュニティ・プラントが稼働されておりますが、基金の予定される額は幾らになっているか、また対応する事業の世帯数は何世帯かという点についてお尋ねいたします。

#### ○上下水道部長（若山富士夫君）

お尋ねの件についてお答えを申し上げます。

議員も御存じのとおり、この地域し尿処理施設維持管理事業といいますのは、旧佐織町の東八幡、西八幡、諸桑団地の3団地のコミプラ施設維持管理事業等を差しておるわけでございます。この施設を含めまして、合併協議会当時、4町村の農業集落排水施設及びコミプラ施設の維持管理体制及び会計の一本化というようなことで調整をしまいたったわけでございますが、各町村の事業の経緯及び維持管理方法の相違等もろもろございまして、調整が時間までにできなかったということでございました。それで、旧立田村と佐屋町におきましては、農業集落排水事業等特別会計で運営されており、旧佐屋におきましてはコミプラ事業も、この事業の方へ特別会計の方で運営をされるというふうに切りかわっておりました。なお、旧佐織町につきましては、一般会計での事業の取り扱いということになっておりまして、そのため、この農業集落排水の基金条例につきましては、特別会計の歳入・歳出について受け入れるというようなことで、特別会計の受け入れということを明文化しておりまして、この旧佐織地区につきましては一般会計というような取り扱いのため、会計の事務の複雑化を避けるために、あえてまた別途、このようにお願いをしたものでございます。

それから、もう1点でございますが、3団地の額と戸数というお尋ねでございますが、内訳といたしまして、東八幡さんが290万円、150戸、それから西八幡さんが944万円、103戸、それから諸桑団地さんが218万円、97戸ということになっております。以上でございます。

#### ○44番（加藤敏彦君）

旧佐屋・立田については特別会計と、佐織については一般会計と。調整できなかったから結果的にそうなったということですが、なぜ一本化できないかという点が、もうちょっと詳しく説明いただかないとわからないんですけれども。

#### ○上下水道部長（若山富士夫君）

先ほど、ちょっと私の舌足らずだったかもしれませんが、旧佐屋の例で申しますと、コミプ

ラ事業が一つあったわけですが、これにつきましても事業が、いわゆる工事がすべて終わった時点で、一般会計から特別会計への事業の会計を変更して、それで旧佐屋におきましては特別会計でコミプラ事業等もすべて維持管理の方を行っておりました、出入を。それが旧佐織町さんにおきましては、そのまま一般会計、いわゆる衛生費の方での対応をなされておりましたので、その特別会計と一般会計の入れかえがややこしくなる、要するに会計事務が、私どももいろいろ一本化できないかということで検討したんですが、無理ではなかろうかという結論に至りました。

それともう一つは、先ほど最初に述べましたように、当初は調整をしておったわけですが、3団地の方々の御理解をいただくのに時間がかかりまして、ようやくこの秋に御理解がいただけて、この条例の制定というふうに至っておりましたので、本当は一本化すべきところを別途、また地域し尿処理施設ということで基金条例を設けさせていただいたということで、ひとつよろしく御理解がいただきたいと思えます。

**○議長（横井滋一君）**

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

ほかに質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第53号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第8・議案第53号：愛西市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

13番・真野和久議員、どうぞ。

○13番（真野和久君）

今回の費用弁償に関する条例の改正についてですけれども、立会人を2人以上の交代にする場合に、日額報酬を2分の1に乗じた額というふうにするという形で規定をされています。一つは基本的な話なんですけれども、2人というふうであっても、例えば2人以上ということであれば、3人とか4人とかで当然交代をしていくということにもなってくると思うんですけれども、そうした場合にはそれぞれに対して日額報酬の2分の1が支払われるということになるんでしょうか。むしろそういうことになるのであれば、逆に時間で報酬を決めて、時間制で交代をするような形にした方が費用的な負担も軽減されるし、また自由に、比較的調整もつけやすいと思うんですが、そうした方向にはできないんでしょうか。

○総務部長（中野正三君）

今、真野議員さんの御質問でございますが、この報酬額というのは国の選挙時の執行経費の基準に関する法律というものが基礎になっております。それが日額で定められておるわけですが、この1万800円と9,600円でございます。基本的には、お1人の方が、その職務

が終わるまでをやっていただくための日額という解釈でございます。

ただ、2人を超えた場合、3人とかという話でございますが、私どもは基本的にはお一方で、その選挙の立ち会いをお願いをしたい。ただし、どうしてもという場合においては、その方と時間的な調整が可能なもう1人の方でお願いをしたいというところでございます。3人ということは、一切考えてはおりません。

ただ、日額におきまして、この上限といいますか、その基準額は1万800円と9,600円と定まっております。この中で時間というお話でございますが、投票管理者とともに、実は今私どもは3人の方に投票立会人をお願いしておりますが、そのお一方が投票缶の送致という形もお願いをしております。範囲が広くなりましたので、その部分の時間も考慮しなければなりません。そういう関係上、時間での計算というのは、私どもとしては困難ではないかということも思っております。そして事務引き継ぎ等が、これは事務引き継ぎ書が要りますし、その割って割れない部分があるかと思えます。基本的には私どもは、真半分の時間ではなくて、折り合いのいただけるところのお2人の交代ということを考えております。

○議長（横井滋一君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

ほかに質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第54号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第9・議案第54号：愛西市児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

46番・宮本和子議員、どうぞ。

○46番（宮本和子君）

議案第54号に対して質問をいたします。

1点目は、指定施設の勝幡・草平児童館の指定時期、職員の配置や待遇、それから事業計画の内容についてどのようになっているか、お尋ねします。そして、佐屋地区の児童館は直営施設ですが、指定施設との違いについてお尋ねします。

2点目、児童センター及び児童館の設置及び管理に関する条例の中に、どの施設が指定施設なのかどうかも含めて、指定施設の管理に関する条項も盛り込む必要があるのではないかと思います。今後、他の直営の児童館を指定施設にする予定なのか、その点もお伺いいたします。

○福祉部長（水谷 正君）

それでは、御答弁させていただきます。

勝幡児童館と草平児童館につきましては、平成18年3月31日まで社会福祉協議会を指定管理者に指定しております。事業報告書につきましては、手続条例によりまして、毎年度終了後60

日以内に、指定施設の管理に係る業務の実施状況及び利用状況に関する事項、指定施設の管理費用の収支状況に関する事項などを市長に提出するということになっております。また、管理業務及び経理の状況に関しましても、定期または必要に応じて臨時に報告を求め、実施調査もできるという内容になっております。今後、指定管理者の募集要項に基づいて提出される計画書及び事業報告書等を指定管理者選定委員会に諮りまして、指定管理者を決定していくということになるわけでございます。

それから2点目の違いということですが、児童館につきましては、児童福祉法第40条に規定されております児童福祉施設であり、遊びを通じた児童の健全育成、子育て家庭の支援、地域の子育て環境づくりなどを基本機能とする施設であります。指定管理者制度は、こういった施設の設置目的を原点に戻り見詰め直し、管理運営コストとかサービス、事業展開等さまざまな面から総合的に検討し、指定管理者導入の可否を決定していくものでございます。したがって、指定管理者制度を導入しても、民間事業者等のノウハウの活用やサービスの内容の充実などが期待できると考えております。

それから配置の関係につきましては、ただいまちょっと手元に資料を持ち合わせておりません。申しわけございません。

それから条項の関係につきましては、この条例の一部改正でお願いしたいということがございます。以上で御説明を終わらせていただきます。

#### ○46番（宮本和子君）

今回は条例の中に、指定管理のどの施設が、今、直営と指定施設というのがあるわけですから、そういう点ではきちっと管理に関する条例の中に、どの施設が指定施設なのか直営なのかということはきちっと明記していただいた方がわかりやすいのではないかと思いますので、その点は今後検討していただきたいと思います。

そして、旧佐屋町では昭和60年に佐屋児童館が初めて開設され、そして昭和63年に永和児童館、そして市江、佐屋西にも児童館が相次いで建設されて、平成10年に児童センターとしての佐屋児童館が改築されました。そういった意味では、全小学校区に児童館が整備され、保育士さんが地域の子供たちの健全な育成のために果たしてきた役割は、私は大変大きなものがあると思います。母親クラブを立ち上げて、地域の母親の連帯組織としてのボランティア組織を育て、児童の福祉向上に取り組んでもきました。長い歴史の中で積み上げてきた活動に対して県からも高い評価を受け、表彰もされております。やはり直営の児童館として、公務員の地域福祉に貢献するという意識のもとで頑張ってきたから、こういった事業が展開できたのではないかと考えております。

今、子供たちの事件が数多くある中で、荒廃した社会の中で子供たちの生活を守り、健全な育成を地域ぐるみで行っている児童館の役割はますます大きく、経費削減という名のもとに安易にして施設にしたり民間委託することは私は許すことができません。児童館を直営で行うべきだと考えておりますし、今、指定施設である二つの佐織の施設に対しても、ぜひ直営でやっていただきたいと要望したいと思いますが、その点のお考えをお聞かせください。

**○福祉部長（水谷 正君）**

議員さんの質問にお答えさせていただきます。

先ほどからのお話でございますが、指定管理者制度というものがある以上、いろんな面での経費とかコストとかサービスとかいろんなものを考えますと、やはり指定管理者制度として指定するというようなことになるかとも思いますが、十分にその辺につきましても、委員会もございいますから、そちらの方にもお話をさせていただきまして、今後進めさせていただきたいという考えでございます。

**○総務部長（中野正三君）**

従前やっておりました担当者として、少しお話をさせていただきます。

この改正前の条例の第5条のところ、勝幡児童館及び草平児童館の管理は、法人その他の団体であってということで、指定管理を、この部分においては指定管理者の指定をするということが明記されております。今回のところは7条からの削除でございますので、この部分は生きておるといふふうに御説明をさせていただきます。

**○議長（横井滋一君）**

宮本議員、何か答弁漏れですか。簡潔にお願いします。

**○46番（宮本和子君）**

佐屋町の、そういった今までの児童館の役割というものは地域に本当に根差しているんですよ。公務員という立場でやってきたからできるわけですよ。そういうことを忘れて、経費削減とか効率とかいう考え方で進めていきますと、今まで根差してきた施設の役割が本当に崩壊してしまう可能性もあるわけですので、その点はよく考えて、何でも指定施設にすればいいという考え方はぜひ持っていただきたくないと思います。

**○議長（横井滋一君）**

それでは、ここで暫時休憩といたします。午後は13時30分より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午後0時00分 休憩

午後1時30分 再開

**○議長（横井滋一君）**

少し時間も早いようでございますけれども、6番の田中秀彦議員と12番の青山治重議員が遅刻の届けが出ておりますので、御了解をお願いいたします。

それでは会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会が開催されましたので、その結果を佐藤議会運営委員長より御報告いただきます。

**○議会運営委員長（佐藤 勇君）**

議会運営委員会の報告をさせていただきます。

本日、お昼の休憩中に議会運営委員会を開催し、あす及び明後日の一般質問定例会の開催時間を10時に通告してございましたが、質問者が非常に多く、1時間早く午前9時からと変更す

ることといたしましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長（横井滋一君）

ただいまの議運の委員長より御報告のとおり、あす、あさつてにつきましては午前9時より開会いたしますので、よろしくお願ひいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第55号（質疑）

○議長（横井滋一君）

それでは、日程第10・議案第55号：愛西市立田地域交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

38番・永井千年議員、どうぞ。

○38番（永井千年君）

それでは、簡潔に2点質問いたします。

1点は、開館閉館時間の1時間の変更について、どのような住民の声やお客さんの声、そういうものが反映されたものとなっているのか、変更理由について説明ください。

2点目は、既に3月末で最初の事業年度が終了しています。提出された事業報告書の概要の説明をしていただきたいと思ひます。この間、地域交流拠点施設の活動は、農業や商工業の振興にどのように寄与しているのか、そして今のところ問題点としての認識はどのような点があるのか、簡潔に述べていただきたいと思ひます。

○経済建設部長（篠田義房君）

まず時間の変更の関係でございますが、道の駅の施設の中に意見箱という箱が置いてございまして、おいでになったお客さんの皆様のアンケートと申しますか、御意見をいただいた中で、もう少し営業時間を長くしてほしいという御意見が多いということで、今回、改正に伴いまして9時から6時までとお願いを申し上げるものでございます。

それから、事業報告ということでございますが、二、三、例示を挙げて御報告にかえさせていただきますと思ひます。会員の状況でございますが、発足当時、朝市部会が34、商工部会が18、生活改善部会7の59会員。それが、この16年度末ですね、朝市部会が113、商工部会が25、生活改善部会が5ということで143会員という形になってございます。

また、販売による売り上げの関係でございますが、試験的に日曜だけやっておりました朝市の関係の状況から、その販売手数料の関係ですね、売り上げ総額を17年3月31日までを2,205万円ほど見込みましたけれども、その関係で販売手数料収入を330万7,500円、これが当初の計画でございました。実績の中では売り上げが6,195万3,880円、したがって販売手数料15%ですから929万3,083円というような結果になってございます。

それで、どのように寄与してきたかという私の主観的なことで御答弁にかえさせていただきますと思ひますが、大規模に農業をやってみえる方については、認定農業者とかいろんな関係で集約的に農地を集められましてやってみえるんですが、表現としてはよくないかもわかり

ませんが、中小的、いわゆるちょっとした田んぼとか、ちょっとした畑等をお持ちの方、そういった方が新鮮で安い野菜を実際に近くで持っていけるところがあるということで、そういう意味では、おじいちゃんからおばあちゃんに至る、そういった方まで手軽に実際につくったものを持っていけるところが近くにあるということで、そういう意味で農業の方にも一翼を担ってきたのではないかというふうに感じております。以上です。

○議長（横井滋一君）

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

ほかに質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第56号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第11・議案第56号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

38番・永井千年議員、どうぞ。

○38番（永井千年君）

立田地区の9工区のうち7工区が供用開始することになりまして、残る2工区となったわけです。私は、山路や福原が供用開始したときから、福原が5人家族で当初月額7,200円で山路が4人家族で5,200円と、愛知県で1番目と2番目に高いことを何度も指摘して強く引き下げを求めてまいりました。その後、数度にわたる引き下げの結果、1世帯当たりの基本料は2,000円と統一されており、1人当たりの人員割料も、その差は550円から650円と大変縮まっています。また、八開地区も1世帯当たり2,000円と1人当たり600円となってきておりまして、それに対して佐屋地区は水道料の利用料・使用料を基本として定めていますが、私はまず、この立田・八開地区の料金を統一して、次に佐屋地区との料金の統一も図る、将来は公共下水も含めて統一を図っていく必要があると思います。その際、引き上がる地区がないようにするのは当然であります。今後の利用料をどうするのか、方向性を早く打ち出していただく必要があるだろうと思いますが、いかがでしょうか。

○上下水道部長（若山富士夫君）

御質問の、今後の使用料、集落排水事業についてどうするかという点でございます。

まずは、合併協議の中でも、当面、公共下水が供用開始になるまでの間は現行どおりの体制でいくということが確認をされております。

それで、今ご指摘のように、立田地区で、もうあと2地区が新たにまた将来供用開始となるわけでございます。料金がまだ未定と。これにつきましては、現在、立田地区には集落排水事業推進協議会という協議会がございますので、この2地区については、またその時点で資料提供等を申し上げ、料金の体系を決定していきたいと思っておりますし、またその先の将来、

公共下水道が供用開始される時点では、また今の集落排水の処理施設等も含めて再検討というか、その料金体系等も改めて見直す時期が来るのではなかろうかというふうに思っております。できるだけ早くといいますが、やはり公共下水道事業の開始の時期が、一つのそういう議論の時期ではなかろうかなあと、こういうふうに思っております。以上でございます。よろしくお祈りいたします。

○38番（永井千年君）

今の部長の答弁は、合併協定での話し合いとちょっと違うんじゃないかというふうに思いますが、いわゆる立田地区が21年3月に最後の、それで八開と立田が全地区供用開始となるわけで、それまでは現行のとおりでいくということを確認しているのであって、公共下水の供用開始までは現行でいくなんでいう確認はされていないんじゃないんですか。そういうことだと、ちょっとまた話が違ってくると思いますが、いかがでしょうか。

○上下水道部長（若山富士夫君）

ちょっと私の言葉が足らなかったと思いますが、公共下水道事業の供用開始というのも、21年度末ぐらいが、今現在の計画でいくといけるのではなかろうかというところで、時期的に立田の供用とよく似た時期になるということで、ちょっと頭に描きまして言ったわけでございます。当初の、今議員が指摘されたように、まずは集落排水については現行どおりいくという確認は私ども十分承知しております。訂正させていただきます。

○38番（永井千年君）

そうしますと、21年度末までは現行でいくと。21年度末まで現行でいって、それから検討を開始するということではいかんというのが僕の質問の趣旨で、もう見通しははっきりしておるわけですから、事業の採択地区がこれからふえることもないし、順調に補助金なんかも当然交付されるだろうというふうに思いますので、もう今の時点から方向を明らかにしてほしいと、そういう考えがないかどうかということを知りたいので、それについての答弁をお願いしたいと思っております。

○上下水道部長（若山富士夫君）

まだ合併して間がないということで、本来だと早くから検討しなければいけません。今後また機会をとらえて、十分に先の見通しを立てつつ検討してまいりたいと思っております。よろしくお祈りいたします。

○議長（横井滋一君）

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

ほかに質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第57号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第12・議案第57号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数

の減少及び規約の変更についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第58号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第13・議案第58号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・議案第59号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第14・議案第59号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・議案第60号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第15・議案第60号：愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・議案第61号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第16・議案第61号：平成17年度愛西市一般会計補正予算（第5号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

20番・小沢照子議員、どうぞ。

○20番（小沢照子君）

14、15ページで、3款民生費、4目児童館費です。これの1節報酬で、公の施設指定管理者選定委員会委員報酬、これは現在佐織地区の勝幡、草平を除いた佐屋4カ所、立田2カ所の指定管理者選定の委員会の委員さんのことでしょうか。

○福祉部長（水谷 正君）

御質問にお答えさせていただきます。

この報酬の関係でございますが、公の施設の指定管理者選定委員会の委員ということでございまして、こちらにつきましては、この指定管理する場合の委員さんにつきましては報酬を計上させていただいております。なお、この関係につきましては、公の施設ごとに指定管理者の選定委員会にお諮りしまして指定管理者を選定していくということになると思います。以上で御説明を終わらせていただきます。

なお、5名という予定でございます。それで、この委員会につきましては、委員会の設置要綱をつくりまして、それに基づいて委員会に諮らせていただくということでございます。よろしく申し上げます。

○20番（小沢照子君）

じゃあ6カ所のことですね。

○企画部長（石原 光君）

すみません、小沢議員さん、ちょっと手続条例の関係に関連しますので、私の方からその2点についてお答えをさせていただきます。

まず、今回、児童館費の方で補正予算を計上しております。それで、今回の設置条例をお願いしておりますように、児童館については草平児童館と勝幡児童館が来年の3月31日で指定管理者の期限が切れます。それについて指定管理者として引き継いでやるのかやらないのか、この部分について今回、選定委員さんにその議論をしていただくための報酬という形で計上しておりますので、あくまでもこの報酬の指定管理者選定委員につきましては、先ほど申し上げました勝幡と草平児童館について、その審議をしていただくということで御理解いただきたいと思っております。

○20番（小沢照子君）

はい、わかりました。

それでは、通告いたしておりますので、この児童館ですけれども、八開地区の現在の計画状況をお聞かせください。

○福祉部長（水谷 正君）

現在、八開には児童館という施設はございません。それで、現在といたしましては、愛西市、旧八開地区にある施設を有効利用といいますか、改修して児童館として活用していきたいと、現在、そういった検討をしておるということでございます。

○議長（横井滋一君）

次に、25番・中島義雄議員、どうぞ。

○25番（中島義雄君）

農林水産事業費の14ページ、15ページですね、この関係の農林水産の関係の農業の振興の農林水産事業国庫補助金の返還金の関係ですけど、説明では立田と八開なんかでの、それからレンコンセンターの関係がありましたけど、どうしてそういうふうになったのかというもう少し詳しい説明をお願いしたいと思うんですけど。

○経済建設部長（篠田義房君）

中島議員さんの農業振興費の質問の関係でございますが、これは3点ございまして、まず第1点目は処分制限期間前における取り壊し。実はこれは、平成17年3月31日に海部農協の立田中支店の西側でございます、昭和52年第2次農業構造改善事業で整備をいたしました農機具格納庫を、先ほど申しましたように、35年の耐用年数があるわけですが、これをその処分制限前に取り壊してしまったということで76万2,402円を返還というものでございます。

2点目は、こちらは海部農協の八開支店敷地内でございます、もみの共同乾燥調整施設でございますが、本来の利用目的であるもみ共同乾燥調整施設として使うべきところを、一部、平成9年に変更願はしたわけですが、なおかつ12年度末をもってその稼動を休止したということで、13年度までさかのぼって返しなさいということで76万1,788円を返還という形になったものでございます。

3点目は、海部農協のレンコンセンター内の一部。これは実は、赤目支店と立田北支店、農協さんが合併に伴って、そちらの方の支店内にATMを置いておみえになるわけですが、その2支店の、いわゆる管内の組合員さんの利便性を図るために、その支店がなくなるのとあわせてATMもなくなるということで、組合員の利便性をできるだけ損なわないようにということで、ほぼ中央部にあるレンコンセンター内にATMを置かせていただきますと、こういうお約束をされて実施されたわけなんですけど、そのATMを置いた場所が、レンコンセンターとしてのいわゆる目的外使用という形になって11万5,169円。その三つを合わせますと163万9,359円の返還と。農協さんの方から収入をいただいて市の方からお返しをすると、トンネルでございますが、2の方と合いませんけれども、3点目のレンコンセンターの関係で市への返還分が1万9,422円ございますので、それで合わせてこの補正予算の数字になるかと思えます。よろしく願いをいたします。

○25番（中島義雄君）

私は非常にチェック体制が十分でないという感じがしますし、特に、そういう建物関係の取り壊しでは、届けを出さないかんときに、こういう公共施設の関係で35年というチェック体制が非常に弱いなということをかんがみますし、もう一つは、そういうもみの関係でも、公共的に国の補助をもらっておるものについては、JAと市の関係がきちんとした連絡体制を密にしながらやっていかないと、こういうミスは二度と起きないような体制をやっていただくということをお願いします。特にレンコンセンターでもそうですが、よく利用され、今でも非常に多くの方が働いてみえますけど、そういうところでもこういう初歩的なミスを犯しているということでは、これからこういうことのないようにして、質問を終わります。

○議長（横井滋一君）

次に、38番・永井千年議員、どうぞ。

○38番（永井千年君）

今の質問に続いて、同じ問題について聞きたいと思います。

この3施設の補助金の返還というのは、要するに問題は、農協が気づいて、これを願い出たものなのか、市役所が指摘したのか、それとも国の指摘があつてのことなのか、こういう経過がきちっと検証していくことが大事ではないかというふうに思いますので、この返還に至るまでの経過を、今言ったことに触れながら御説明をいただきたいというふうに思います。

○経済建設部長（篠田義房君）

まことに申しわけございません。これは、上部機関の方から指摘を受けて、こういう結果になつたということでございます。

といいますのは、一つの例が、立田中支店である農機具格納庫の関係で御説明をさせていただきますと、実は耐用年数としては35年ということで、それが正しいわけなんです、農協の方の、いわゆる会計処理上、法人税法上の耐用年数25年ということで、その耐用年数の取り間違いが、今回、対応年数を過ぎておるからいいであろうということで取り壊してしまつて、御指摘があつたということでございます。申しわけございませんでした。

○38番（永井千年君）

そうしますと、今、大体経緯はわかつたわけでありませうけれども、この返還の具体的な計算は、それぞれの施設の耐用年数だとか、あるいは稼動休止までとかそれぞれ年数が違ふと思いますが、補助金全体を例えば35年なら35年で割つて、残りを返還するという計算だというふうに理解してよろしいでしょうか。それが1点です。

それから、3施設が同時に出るといふのは極めてまれなことだろつと思ひますけれども、果たしてこれだけかといふふうに思ふのが普通の人じゃないかと思ひますが、大抵の農協の施設に補助金がついていますが、すべての施設についてきちつと点検をして、それぞれの施設についていつまで必要なんだといふことについて、やはり今明確にしていく必要があると思ひますが、そのような指導はやつてもらつたんでしよつうか。よろしくお願ひいたします。

17ページの橋梁改築工事について質問いたします。

これは、八開村の16年度の当初予算には7,500万ほど計上されたといふふうに聞いていますが、何が問題で、どういふ経過で今回9,600万計上されたのか、担当者でなければわからない部分もあるかと思ひますけれども、わかる範囲で説明をいただきたいと思ひます。

その際、今度の計上に至つて、いわゆる設計変更などがあつたのかどうか。あれば、その内容について、なぜそつういふ設計変更がなされたのかも含めて説明いただきたいと思ひます。

○経済建設部長（篠田義房君）

まず補助金返還の関係でございますが、議員おっしゃつたとおり、残存価格と言つていますが、耐用年数でずつと減らしてござりまして、その残りの価値分を50%、例えば立田中支店の農機具格納庫でございますと50%補助をいただいておりますので、その50%分を返還といふ形でござります。それから、この話を私が受けました折に、農協の幹部を呼びまして、こつういふこ

とは当然あってはならないことで、一遍きちっと見直しをせよと、そういう指示をいたしております。

それから橋梁の改築工事の関係でございますが、今回補正をお願いしてございますが、若干経過を含めて御答弁にかえさせていただきたいと思っております。

この橋の関係につきましては、平成12年度に橋梁予備設計がされました。平成13年度に橋の詳細設計を実施いたしまして、当初計画で橋の高さが1.97メートルになりますという形で報告をさせていただいております。それによりまして、地元の方から橋の高さが高過ぎるのではないかということで平成15年11月に地元の区長さんの方から陳情が出されまして、それを踏まえて平成16年度の予算、当時でいいますと八開村の予算でございますが、橋の耐震設計の基準が変わったということで、そのための設計変更とあわせて、橋の高さを当初の計画より39センチ下げるといふ設計変更を行うという形をとらせていただきました。

それから八開村の一般会計予算、16年度の予算でございますが、橋の下部工工事ということで予算計上がされました。設計変更と独立行政法人水資源機構との協議がなされていなかったこと等もございまして、その年に工事ができないために、当時の八開の3月議会におきまして減額補正がされました。

そのまま愛西市の方へ、続けて橋を改築するという申し出がございまして、愛西市の方としては、それを受けまして5月に設計業者との打ち合わせを行ったわけでございます。その中で、工事をしていく段階で、実際には設計の中に入っていないなければならない、いわゆる土どめの矢板、それから地下水を抜くウエルポイント工事といいますが、こういったものが入っていないことがわかりまして、6月議会の予算の計上を見送らせていただかざるを得ないという形でございます。それで、これを進めるためには、その見ていなかった分の土どめの矢板、それから地下水を抜くウエルポイントの工事等を設計書の中に入れた形で詳細設計を進めまして、同時に水資源機構等の協議も進めなければなりませんので、そちらの方への打ち合わせ等を再三行いました。その結果、やっこの11月15日に公団等の協議も調いましたので、今回の12月議会で補正をお願い申し上げたということでございます。だから、議員がおっしゃった設計変更等は、先ほど申し上げた2点の面であったということでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（横井滋一君）

次に、46番・宮本和子議員、どうぞ。

○46番（宮本和子君）

先ほど、小沢議員も同じ質問がありましたが、不足した部分でちょっとお聞きしたいと思っておりますが、15ページの公の施設指定管理者選定委員会委員は5名だということですが、具体的にはどんな人が委員になっているのか。

また、それぞれの指定施設ということですと、道の駅も公の施設指定管理者選定委員会を開くのかどうか、個別に開くのかどうか、その点もお伺いいたします。

○福祉部長（水谷 正君）

それでは、御質問に対してお答えさせていただきます。

選定委員会委員につきましては、5名以内というのを予定しております。それで、まだ決まっておりますが、委員につきましては、今の時点での考えでございますが、その当該施設に深く関係のある者、また学識経験を有する者、それからその他市長が必要と認めた者と、そういったお方を予定しておるということでございます。

○経済建設部長（篠田義房君）

御質問通告になかったもので、大変申しわけございませんでした。道の駅ということでございましたので、私の方から御答弁をさせていただきます。

道の駅の指定管理者の関係、道の駅という表現はあまりよくないかもわかりませんが、立田地域交流拠点施設の指定管理者の関係につきましては、私の記憶ですと20年3月31日まで指定管理期間があるというふうに記憶をいたしておりまして、今回、指定管理者の選定という形にはなっておりません。よろしく願いいたします。

○議長（横井滋一君）

次に、16番・浜本七重議員、どうぞ。

○16番（浜本七重君）

私は、2点質問いたします。

まず15ページですけれども、4款衛生費、2目予防費、1節報酬13万7,000円と出ておりますけれども、この愛西市健康日本21計画策定委員会委員報酬ですけれども、この説明では18年度に計画していたけれども、計画を早めるためとありました。この進捗状況や内容、委員のメンバーはどんな人か伺います。

また、ページ17ですけれども、10款教育費、3目の私立学校振興費、19節負担金、補助及び交付金の40万円は、説明では不足が生じ40万円上げたとそのまま説明されておりましたけれども、この私立高等学校授業料補助金について支給対象者の主な申請理由はどんなものか、伺います。

この2点お願いします。

○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

進捗状況、それから委員のメンバーはということでございますが、これにつきましては愛西市健康日本21計画策定委員会というのを立ち上げましてお願いしていく予定であります。委員会につきましては、来年早々といいますか、議案をお認めいただければ、1月に委員会を開催してお願いしていきたいというような考え方で進めております。

内容につきましては、すべての市民が健やかで心豊かに生活できる活力あるまちづくりを目指して、市民が取り組む健康づくりを支援する環境づくりについて、市民の意見を最大限に取り入れることのできる方法で計画を策定していきたいという考え方でございます。

策定方法については、市民の代表である策定作業部会というのをつくりまして、この方たちに対して聞き取り調査を行うとともに、住民からも無差別抽出いたしましてアンケートを実施していきたい。これは18年度予定をいたしております。その意見を計画に盛り込む予定でござ

います。

それから、委員のメンバーについてでございますが、1番目といたしまして学識経験を有する人、2番目といたしまして国または県の行政機関の職員、3といたしまして愛西市議会の代表者となっております。4といたしまして保健医療関係団体の代表者、5といたしまして地域団体等の代表者、6といたしまして市長が必要と認める方となっておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○教育部長（八木富夫君）

私立高等学校の授業料の補助金の関係でございますが、これにつきましては、当然、目的といたしましては、国公立学校と私立学校との保護者負担の格差の是正ということを図ることが目的だと思っております。

それで、支給対象者でございますが、私立高等学校の全日制課程もしくは定時制課程、そしてまた専修学校等の高等課程に在籍をしている方が対象者でございます。

なお、期間につきましては、当該年度の当初から10月1日を基準といたしまして、引き続きそれぞれの学校に在籍をしておることが条件でございます。なお、所得制限がございまして、当該年度の市民税の算定に用います課税総所得金額が500万円を超えない方が対象となっております。なお、参考に申し上げますが、授業料の納付の減免をされておる方につきましては対象外でございます。以上でございます。

○16番（浜本七重君）

健康日本21の関係ですけれども、これから来年立ち上げる、委員会を早々もって行うということですので、この委員会のメンバーを公募で募集する気はありませんでしょうか。それからまた、この策定の完了はいつごろになるか伺います。

○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

現段階では、公募する考えは持っておりません。また策定期間でございますが、平成19年3月を予定いたしております。

○議長（横井滋一君）

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

ほかに質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**◎日程第17・議案第62号（質疑）**

**○議長（横井滋一君）**

次に、日程第17・議案第62号：平成17年度愛西市老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

38番・永井千年議員、どうぞ。

**○38番（永井千年君）**

10ページの諸支出金の償還金の返還方法の変更という説明がありましたけれども、具体的にはどういうことなのか、わかるように説明をいただきたいと思います。

それからもう1点は、その下の繰出金、繰出金の介護保険特別会計の繰出金、これは振替誤りということですが、これもこういうことの二度とないようにしていく必要があるというふうに思いますけれども、なぜ発生したのかという原因をいろんな場で二、三度聞いたんですけども、納得いくような説明がないんですね。もう少し具体的に、こういう作業の結果、間違ってしまったとか、わかるように説明していただけないでしょうか。

**○市民生活・保健部長（藤松岳文君）**

それでは私の方から、その前段の償還金の関係につきまして御説明申し上げますが、国・県の負担金精算の方法が当初は旧町村ごとに行うよう指示がございました。そのように予算計上いたしました。その後、新市、愛西市一つで計算するよう変更の指示がございました。したがって、当初、町村ごとに追加交付と返還の区分をしておりましたものが、4町村合計をした区分に変わって精算をすることになったものでございます。したがって、返還金が減少したものでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

**○助役（山田信行君）**

介護保険特別会計への振り込みを老人保健特別会計へ振り込んでしまったという不手際があったわけですが、この関係は旧佐屋町当時における職員の確認不足、それが根本的な原因でございまして、どうしてこういった確認の不手際が起きたかということでございますけれども、合併を控えた2月の下旬ということでありまして、それぞれが本当に慌ただしく仕事をしており、なおかつその国庫支出金の受け入れの書類などが福祉部が移る佐織庁舎の方へ書類が既に出してしまった後のことで、確認などがおろそかになっておった。そういうことが一つの理由で、もう一つ言えば、本来の年度であれば出納整理期間があるものが、この合併について3月31日で会計が結ばれた、決算が結ばれたということで、いろいろなそういった要素が偶然重なり合った結果、こういった事態を招いたということでございまして、本当に深くお詫びを申し上げる次第でございます。今後はこうしたことが発生しないよう、二重、三重のチェック体制がとれるように、今、職員間で横の連携を密にするよう心がけているところでございます。よろしくお願いたします。

**○議長（横井滋一君）**

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

ほかに質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第63号（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第18・議案第63号：平成17年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・認定第3号から日程第45・認定第29号まで（質疑）

○議長（横井滋一君）

次に、日程第19・認定第3号：平成16年度佐屋町一般会計決算の認定についてから日程第45・認定第29号：平成16年度海部西部広域事務組合介護保険特別会計決算の認定についてまでを、会議規則第34条の規定により一括議題として質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

46番・宮本和子議員、どうぞ。

○46番（宮本和子君）

4点についてお聞きしたいと思います。

まず第1に、巡回バスの問題です。佐屋町の決算では、県の支出金として、外出支援サービス事業補助金が巡回バスとして1,197万円出ております。巡回バス費用は2,334万円の約半額の補助があるということになりますが、佐織町では、こうした県の補助金は受けていましたでしょうか。今後、県の補助を受けながら、巡回バスの運行については佐屋方式でくまなく住民の足を確保するように計画をしていただきたいと思いますが見解をお聞かせください。

2点目の問題は、訪問介護低所得者扶助についてでございます。これは、5年間の経過措置ということですが、17年度については継続されておるのでしょうか、また18年度はどうなるのでしょうか。

3点目の問題は、都市計画親水公園西側の工事は16年度で終わりましたが、東側の工事計画はどのようになっているのか。愛西市になっても、一向に東側の親水公園工事が進まないのはなぜか。特に子供たちの遊園地やチャプチャプ池、築山、デイキャンプ場など親子で遊べる施設を早くつくってほしいという要望が寄せられていますので、計画を早急に進めていただきたいが見解をお聞かせください。

4点目、学校給食についてですが、佐屋給食センターでは平成16年度、3,000食学校給食事業として2億2,000万円計上されております。佐織町の学校給食は、自校方式で学校ごとに給食がつくられています。平成16年度では全校で何食をつくれ、どのくらいの費用が計上されていますか。

また、特に佐織地区の方から、ことしの10月からの一括購入によって給食がまずくなったという声をよく聞きますが、その原因をどう考えていますか。

また、栄養教諭の配置を県がことし4月から導入し、来年度からも導入すると発表しましたが、愛西市として、栄養教諭の配置についてどのような見解を持っておられますか、お聞かせください。

○議長（横井滋一君）

宮本議員に申し上げます。

ただいまの質問の中で、17年度、18年度についての御質問もあったと思いますが、それは御答弁を控えます。

[発言する者あり]

16年度の決算でございますから、ちょっと的が外れていると思います。

**○助役（山田信行君）**

まず、最初に御質問のありました巡回バスに対する県の補助金の関係でございますけれども、巡回バスの分で1,197万7,000円の県補助をいただいております。そのほかに旧佐屋町が行ってございましたミニデイサービス事業の送迎分、こちらの方が558万7,000円の補助金となっております。この二つを合わせますと、佐屋町全体では1,756万4,000円の外出支援サービス事業の補助金をいただいておりますが、この補助制度は16年度限りで県の補助制度が廃止になっておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

佐織町の巡回バスについては、この県の補助対象事業の基準に合致しなかった、要は本数が少ないとか、そういうような関係で補助対象事業には当たらなかったということで、補助金はいただいております。以上でございます。

**○教育部長（八木富夫君）**

当時の担当部長ではございませんが、私の方から佐織町の分について答弁をさせていただきます。旧佐織町の分の給食の、まず実食数を申し上げたいと思います。小学校、中学校合わせまして37万1,098食でございます。そして、賄い材料の小学校4校、中学校2校合わせまして1億442万2,897円となっております。以上でございます。

**○46番（宮本和子君）**

そういう点では、佐織の分は基準に該当しないということですから、今後は巡回バスを4町村で走らせるという形で今準備をされておりますが、そういう点では今後も、県は16年度限りでこの補助金はないということですが、何らかの形で補助金を受けられるような形で今後は住民の足を確保していただきたいと思っております。

それから、訪問介護低所得者扶助については16年度で終わりということでしょうか、その点はいかがでしょうか。

**○福祉部長（水谷 正君）**

議員さんの御質問のとおり、終わっております。

[発言する者あり]

**○議長（横井滋一君）**

本来ですと、一括で2回という決まりになっておりますので、そのようなルールはお守りいただきたいと思っております。これで最後です。

**○46番（宮本和子君）**

都市計画の親水公園工事では、西側の工事は終わっておりますけれども、東の工事はじゃあどういう計画になっておるんですか。16年度の段階では、そういう工事の計画はなかったんで

しょうか。

#### ○上下水道部長（若山富士夫君）

西側の工事につきましては、今年度で多目的広場等の整備が終わって、東側については、いわゆる都市基盤整備公団、今、名前が都市再生機構というふうになっておりますが、そちらの方の計画に基づいてやりたいという絵を新しい担当の課の方に引き継いだということで、ただ、それを具体的にどうこうするところまでは、今後の予算等もあり、私としては感知していないということでございます。よろしく申し上げます。

#### ○46番（宮本和子君）

今、食育の大切さが言われておるだけに、今、栄養教諭の配置の問題は、先日の新聞にも掲げられておりましたが、ぜひ来年度から行っていただきたいと思っております。

そして、佐織地区の自校方式の給食を他の地域にも私は広げていただきたいと考えますので、その点はぜひよろしく願いまして、質問とさせていただきます。

#### ○議長（横井滋一君）

次に、38番・永井千年議員、どうぞ。

#### ○38番（永井千年君）

私は、まず認定第11号について、立田村の16年度一般会計の決算認定について質問をいたします。これからする質問は立田地区で質問するわけですが、これは全体にかかわる問題ですので、その辺を意識して御答弁いただきたいと思っております。

まず43ページの職員手当、調整手当であります。当地区は8%というふうになっておりますが、周辺自治体との差はどのようになっているのでありましょうか。

それから53ページ、交通安全対策費のところではありますが、交通安全協会には個別の事故情報はどのように報告されているのか。先日も交通安全大会で、津島支部の会長が死亡事故の当事者の家族の模様を報告しておりましたけれども、なぜそういうことが知り得たのか、私は非常にそのとき疑問に思いましたので、お尋ねをしたいと思います。

それから71ページ、福祉作業所の作業は、立田地区は縄跳びの袋詰めというか、袋に詰めているだけという作業ではありますが、佐屋地区の作業所で行われているように、もっと一人ひとりの能力にふさわしく多様な作業が必要ではないかというふうに思いますが、どのような検討の結果今の現状にあるのですか、説明いただきたいと思っております。

同じく71ページに、高齢者福祉タクシーの申請者が4人から16人と4倍に伸びていますが、この伸びはどのような理由から伸びたのか、お答えください。

それから同じく71ページの国民年金の事務取扱費、これは未納者が年々ふえているわけですが、現状で、この立田地区の場合は何名で幾らか。ちなみに14年度末だと356人で、2年間納めることができるわけですから、この2年分で6,948万という数字が出ていますが、それからどのように変わったのでありましょうか。

それから75ページ、福祉給付金は、対象者のうち申請者は何名というふうになっているのか、お答えいただきたいと思っております。ほとんどの市が、今、福祉給付金については自動払いという

ことになっておりますので、方向としてはそういう方向に行く必要があるというふうに思いますので、一言つけ加えておきます。

それから87ページ、検診委託料ですが、ここで前立腺がんと脳ドックが新しく行われたわけでありましてけれども、それぞれ146名と9名ということですが、結果として要精密・要治療は何名になっているのか、お答えいただきたいと思います。

それから93ページ、ごみの収集処理委託料の契約金額についてであります。距離、収集箇所数、量や時間などで決まっていると思いますけれども、立田の場合はどのような計算方法で行われているのか。この年まで、他の地区もそうありますが、すべて随意契約で行われていますが、その理由を述べていただきたいと思います。

それから99ページ、生産調整助成金であります。山路、宮地、四会の生産組合、営農組合についての補助金であります。それぞれこの組合に加入している人たちは、すべての面積や加入者に対してどのような面積率、加入率になっているのか。これは、立田地区の全地区からいったらどのような率になっているのか、お答えいただきたいと思います。

それから105ページであります。水路改修工事は村が指定する排水路は村独自で排水路の整備が行われてきましたが、16年度末でどれだけの実績を上げることができたのか、また予定路線からいうと残の路線はどれだけあるのか、説明いただきたいと思います。

それから109ページ、商工業振興資金の保証料の補助金と借り入れ実績は、立田地区の場合はそれぞれ3件と4件と大変少ないですが、最近の傾向に触れながら、なぜこのように少ないのか。それは、他で借り入れしているから借りる必要がないのか、そもそもどこからも借りていないというのが現状なのか、中小業者の実態についてつかんでいる状況を説明いただきたいと思います。

それから117ページ、民間木造住宅の改修工事であります。診断の5件に対して改修費補助が1件ということになります。せっかく旧立田村時代に80万と増額したということにもかかわらず、件数がふえておりません。さらに私は金額を、例えば200万程度であるだともっとふやして、あるいは一部の部屋の改修だけでも対象にするなどの改善策が必要なのではないかと思います。どのように考えているのか、御説明ください。

それから121ページ、非常持ち出し袋の活用状況についてお尋ねをいたします。非常持ち出し袋を配ったわけですが、今、活用状況はどんなふうになっているのか。私は、防災意識の高揚を図る取り組みがないと、なかなか活用されないのではないかとこのように思っております。策定される防災計画の説明会を地区地区でやるだとか、いろんなことが必要になってくるとは思いますが、どのような活動の必要性を感じているのか、説明いただきたいと思います。

それから133ページの小学校整備工事、あるいは139ページの中学校整備工事についてであります。16年度に行った工事と、その後、今年度の耐震改修工事だとか、さらにはアスベスト工事というものが出てくるわけですが、この16年度の工事について、その後の工事と重なったようなところはあるのかどうか、説明いただきたいというふうに思います。

それから147ページの総合体育館、総合グラウンドの利用状況の変化を、3年間のスパンで

結構でありますので、これは合計でいいですが、人数だとか伸び率について御説明をいただきたいと思います。

それから認定第13号についてもお尋ねをいたします。認定第13号、農業集落排水事業の特別会計であります。事業全体について少し御報告をいただきたいと思いますが、16年度までの合計金額、17年度で4億4,700万円、そして18年度以降で14億7,000万円という数字が出ておりますが、全体事業費が114億8,800万円というふうに聞いておりますけれども、この16年度決算時点でどこまで到達しているのか。そして、今の16年度決算の見込みからいうと、全事業が完成した暁には、今積み立てている基金などはどういう数字になるのか。今の時点、この16年度決算の時点で見通した数字で結構でありますので、御説明をいただきたいと思います。

それから認定第14号の国民健康保険であります。2点お尋ねします。

1点は保険料、保険税の滞納についてであります。立田地区の場合は、14年度で73世帯の2,750万円の滞納があるというふうに聞いておりますけれども、16年度末の決算時点では何世帯、幾らの滞納があるのか、説明いただきたいと思います。

もう1点は、16年度の療養給付費の特徴についてであります。他の3町村と比較して、立田村の療養給付費の金額の特徴はどのようなものか、説明をいただきたいと思います。

それから認定第16号、介護保険の特別会計についてであります。1点は1号被保険者の滞納状況について、これも説明をいただきたいと思います。

2点目は、これは今つかんでいるかどうか聞くわけではありますが、利用料の未払いという問題が発生しているのかどうか、つかんでいる範囲内で結構ですので、御説明をいただきたいと思います。以上、御答弁をお願いいたします。

#### ○議長（横井滋一君）

質問途中でございますけれども、大変多くの質問をいただきましたので、ここで暫時休憩を15分とります。45分から再開いたします。よろしく申し上げます。

午後2時30分 休憩

午後2時45分 再開

#### ○議長（横井滋一君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

答弁より入ります。

ただいまの答弁を願います。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、旧町村、総務部の関係から、若干質問と前後いたしますけれども、順次回答の方をさせていただきたいと思います。

まず人件費、調整手当の関係で、支給率等の関係について御質問いただいておりますけれども、ちょうど16年度、合併前旧4町村、海部郡ないし町村調整手当につきましては8%、それから周辺市においては10%という調整手当の支給率というふうに理解しております。

それから2点目の、非常用持ち出し袋の関係で御質問をいただいておりますけれども、16年

度、立田村として全戸配付をいたしております。この非常用持ち出し袋を配付すること自体が防災意識の高揚につながるという意味で配付をしておりますので、そういったように私どもは理解しております。また活用については、今回のこの本会議の中でも話がございましたように、立田村も今、自主防災組織が5地区ですか、今そういった形で設立に向けて動きつつある中で、当然そういった非常用持ち出し袋の活用についても推進をされていくんじゃないかなというふうに理解しております。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

元福祉部長の答弁でございますが、福祉関係の御質問を何点かいただきましたので、順次お答えしたいと思います。まず71ページでございます。福祉作業所の作業についてということでしたが、永井さんも一度あそこへ見学に行ってくださいとわかると思うんですが、その子の技術レベルに合わせた、ある子は縄跳びの取っ手だけをつけている、ある子はそれを袋詰めだけをしている、ある子はひもだけ数を数えている、いろんなレベルの方が見えるわけでございます。したがって、そのレベルに合わせた作業を、その方々にお願いをしながら作業を進めておりますので、現段階ではほかの作業が、また、そういうできる作業があれば入れていきたいとは思っておりますが、この16年度では、そんな形で縄跳びの組み立てを実施しておったというような状況でございます。

次に同じページでございますが、福祉タクシーの利用者の増加ということでございますが、これは前年から始まりまして、前年度は、おっしゃったように4名、それが16年度では16名とふえた。PRの関係、広報等で、また役場の方へおいでになったときにお話ししながら御利用いただけるようPRをしたため、増加になったものだと思っております。

次に、国民年金の未納額でございますが、立田分といたしましては16年分、単年度でございますが371人、4,114万2,100円となっております。

次に、75ページでございます。福祉給付金の関係でございますが、対象者はそれぞれ申請していただいております。あくまで申請主義でございますが、窓口等においでになった折に、対象者にそのようにお話をしてお話を促しておりますので、皆さん申請してみえるものと思っております。

次に、87ページでございますが、総合検診の関係でございますが、前立腺がんの受診者数は146名、そのうち異常なしの方が137名、残ります要精密検査者数が9名となっております。総合検診の中の脳ドックでございますが、受診者は9名でございますが、異常なしの方が8名、要注意が1名ございました。

93ページになりますが、ごみの委託料の積算方法ということでございますが、ごみの収集処理委託料の積算は、例えば可燃ごみの収集であれば1日当たり4トンのパッカー車が1台、車両経費プラス運転手1名、作業員1名の費用に対して年間可燃ごみの収集稼働日数を掛けまして、金額を収集委託料として積算をいたしております。不燃ごみ及びプラスチック類ごみについても同じように積算をいたしておりますので、よろしくお話をしたいと思っております。

次に国保の関係に入りますが、滞納状況ということでございますが、98世帯、3,250万4,262



円となっております。その折に、療給の特徴ということで、特に大きな特徴は見受けられないと私は感じておりますが。

次に介護の関係でございますが、滞納状況は細かなデータがないためちょっとお答えができませんので、申しわけございません。また、利用料の未払いの件についても、現在のところ市の方としても聞いてはおりませんので、よろしく願いがしたいと思います。以上でございます。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは、まず一般会計の53ページ、交通安全協会の関係の御質問の御答弁をさせていただきます。

これにつきましては、警察の方で問い合わせをいたしました。実際、警察、交通安全協会、これは地域全体で交通安全意識の向上を図って事故防止に努めるという立場から事故を減らしていこうということで、日ごろから人が集まれる機会をとらえては、そういった交通安全のお話にかかれるわけでございますが、議員御指摘のとおり、個人情報保護法に配慮をしてお話にかかれるわけでございます。したがって、関係機関に事故状況を伝える際にも、そういった個人的なことについては十分配慮をしてお話をさせていただいているということでございましたので、よろしく願いを申し上げたいと思います。

それから99ページですね、生産調整助成金の関係でございますが、これにつきましては山路地区は85万平方メートル、宮地に至りましては21万 1,000平方メートル、四会地区につきましては33万 6,000平方メートルでございます。そのうち山路地区につきましては 101万 8,000平方メートルのうち大体84%、それから宮地地区につきましては47万 8,000平方メートルのうちの約48%、四会地区につきましては63万 2,000平方メートルのうちの約53%。

それで、議員、追加で御質問されました、その全体の面積からするとどのくらいかということでございますが、18%強ぐらいにはなるのではないかとこのように思っております。

その次に 105ページの水路の改修工事の関係でございますが、これにつきましては、14年度、15年度、16年度と3年間、村の方で防災水路ということで指定をしまして、これが延長にして約1万 3,000メートルでございますが、これを14年度に 6,699.9メートル、改修率として51.5%ほど、それから15年度が 4,617.7メートルで、この時点での累計の改修率が87.1%ほど、それから16年度でございますが 293メートルということで89.3%。最終的に、指定をした水路の中で、89.3%の進行状況ということでございます。

それから 109ページの商工振興資金の関係でございますが、これにつきましては商工会があっせんする国民生活金融公庫の無担保・無保障の資金制度がございまして、商工会については、それらを利用される方が多いやに聞いております。金融機関においても金利の相違があまりないため、時間と手続がかかる振興資金の方が減ったのではないかなと、これは私の主観が入っておりますので、つけ加えをさせていただきます。

それから 117ページの民間木造住宅の関係でございますが、耐震診断につきましても、耐震改修にしても、広報はもちろん複数回記事にいたしましたし、広報だけではなかなか目にとま

らないということで、たしか私の記憶では、赤い紙等を使ったチラシで、広報とはまた別途に、こういう活動をしているようなチラシとして配布をさせていただいたわけなんです、議員御指摘のとおり、改修については1件だけであったと。私どもとしてもPRは十分したつもりでございますけれども、残念であるなど。

部分改修に関しての補助の関係を言われたわけなんです、これは議員知っていて御質問されたのではないかと思うんですけども、家そのものが地震によって壊れるということがあってはならないがためにする補助でございますので、例えばの例ですが、一部屋だけ震度7なら7、それに耐え得るものとして大丈夫ですよといっても、ほかのところが倒壊してしまえば意味がないことですので、当然、部分改修については補助対象にはなりませんので、その補助の対象に沿って事業を進めるという観点に変わりはありませんので、よろしく願いをいたします。

それから、農業集落排水事業の特別会計の関係でございますが、これにつきましては先月、11月4日だと思いますが、立田地区の農業集落排水事業の推進協議会が開催をされまして、私も同席をさせていただきましたが、その席で事務局の方からお話を申し上げたような状況下でございますので、よろしく願いいたします。

それから基金の関係で、どのくらい最終的に残るんだという御質問があったわけですが、皆さん、テレビと新聞等、マスコミ関係で情報を収集しておみえになると思いますが、消費税のアップ等の関係も最近とみに言われかけてございまして、どの程度まで上がるかもわからないと。それから今の内閣の三位一体改革の中で、いろんな事業が補助の関係で影響を受けるんじゃないかということで、農業集落排水事業も対象外ということは当然ございまして、そういった不透明な状況にある中で、これだけの事業をやって、これだけの基金が残るということは、今、私のこの立場から申し上げることができませんので、お許しをいただきたいと思っております。以上です。

#### ○立田総合支所長（伊藤忠俊君）

それでは、教育費に関しまして、私の方から御説明させていただきたいと思っております。

教育の関係におきまして、小・中学校の工事関係が重なっているのではないかという御質問だと思います。この件につきましては、重なっていないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、2点目にございました体育館施設、総合体育館と、それから総合運動場につきましてはの利用状況の関係だと思います。16年度に関しましては、お手元に配付させていただいております主要な施策の概要と成果の中の52ページ並びに53ページのところに参考として記載させていただいておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

なお、14年度、15年度の辺のところがないかということでしたので、その辺のところにつきまして御報告させていただきます。

まず総合体育館でございますが、14年度、総合体育館は、競技場、柔道場、剣道場、料理実習室、和室、視聴覚室、図書室ということで調べております。その中で、合計であります、

回数といたしましては 1,381回の 3万 658人、それから15年度におきましては 1,486回の 3万 4,559人、16年度は 1,449回の 3万 1,554人でございます。

続きまして総合運動場の関係でございますが、総合運動場につきましては、多目的グラウンド、テニスコート、ゲートボール場につきまして調べております。まず14年度におきましては回数が 281回で 9,310人、15年度は 307回の 1万 145人、16年度におきましては 303回の 1万 77人ということでございまして、16年度と比べまして14年度、15年度、確かに変動があるところもございまして、ほぼ横ばいの利用状況ではないかということをつかんでおります。よろしくお願いたします。

### ○38番（永井千年君）

国民年金の滞納ですが、普通、滞納という場合、2年さかのぼって納められるものですから、単年度じゃなくて2年で幾らかということをお願いしたんですけどね。その数字を教えてください。

### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

ちょっとそこまでの資料を持ち合わせておりません。まことに申しわけございませんが、次の決算特別委員会でいかがでしょうか。よろしくお願をしたいと思います。

### ○議長（横井滋一君）

それでは次に、16番・浜本七重議員、どうぞ。

### ○16番（浜本七重君）

私は、認定第22号、平成16年度佐織町一般会計歳入歳出決算書について、3点ほどお聞きました。

ページ71、更生医療給付費が出ておりますけれども、昨年と比べ2倍の伸びになっていますけれども、その原因は何と考えられますか。

それからページ73、扶助費の障害児居宅介護支援費が 601万 3,460円、そして73ページの障害児デイサービス支援費 503万 6,690円、これは居宅の方が4名から12名に、そしてデイサービスの方が2名から10名にという伸びですが、前年と比べ利用者の伸びの原因は何と考えますでしょうか。

そしてページ77、ホームヘルプサービス利用料軽減給付費が49万 2,483円出ております。前年に比べ約半分に減額となっておりますけれども、その原因は何と考えられますか。また、低所得者や障害者の人数はそれぞれ何人でしょうか。以上、お願いたします。

### ○総務部長（中野正三君）

それでは、まず1点目の更生医療でございますが、倍以上に伸びております。この原因といたしましては、16年4月以降におきまして、更生医療の指定医療機関が近隣にできました。そのため、従来そこにお通いになって人工透析をやっていただいていた方が、更生医療指定医療機関となったために、その申請をなされて対象者がふえたということです。実際には、更生医療ではなくて、障害者医療で従来はおやりになっていた部分が切りかわったということでございます。

2点目におきましては、児童居宅生活支援のことでございますが、これは支援費の制度、次

のものもそうですが、支援費の制度が15年度から整備され、そういう形でその定着、利用者の認識が出てきたというふうに考えております。それから障害児デイサービスにおきましては、近隣のところに支援費の事業所ができたため利用がふえたと。これも前の原因と同じだと思っております。事業が2年目に入ったということの原因だと思っております。

それから3点目におきましては、これは低所得者世帯で、介護保険の施行前から、こういうホームヘルプサービスの御利用者の方を対象としておるわけでございますけど、利用者が施設入所や指導、特に15年度、16年度の差が半分以下になったというのは、15年度中に障害者の利用の多い方がお亡くなりになったというのが一つの原因でございます。16年度の軽減認定者数、利用者とは異なりますけれども、認定者数は31名、そしてそのうちの障害者の方は2名ということでございます。以上でございます。

○16番（浜本七重君）

15年度から制度が入れられて、それで定着してきたという、この障害児居宅介護支援費、それからデイサービス支援費、これなんかは市民の対象者の方には大変よいことだと思います。それが、18年度、障害者自立支援法によって随分利用がふえていきますけれども、ぜひ市の方に要望といたしまして、市独自の補助をお願いしたいと思っております。以上です。

○議長（横井滋一君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

ほかに質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第46・委員会付託について

○議長（横井滋一君）

次に、日程第46・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております議案第46号から議案第63号、認定第3号から認定第29号、陳情第14号、陳情第15号につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会並びに特別委員会へ付託をいたします。

なお、各常任委員会等に付託の議案等は、本日配付いたしました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。

また、各常任委員会等の開催日程は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（横井滋一君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

明日の継続会は午前9時より再開いたしますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時10分 散会